

601

35



0053489000

0053489-000

601-35

アチックミュージアム彙報

アチックミュージアム

第35

昭13

AIA

35

601

35

アチック ミューゼウム彙報 第三五

土佐室戸浮津組捕鯨實録

吉岡高吉著

アチック ミューゼウム刊



アチック ミューゼウム彙報 第三五

土佐室戸浮津組捕鯨實録

吉岡高吉著

アチック ミューゼウム刊

432201

60/
35



1093924

はしがき

此の一篇は、土佐の舊捕鯨業の状態について、自ら實地に見聞した所を纏めたものであります。土佐には元來、浮津組と津呂組との二つの捕鯨組がありましたが、本篇は私の屬して居た浮津組についての話であります。時代は大體、明治三十年代と思つて頂きたい。明治四十年頃からはノールウェー式の捕鯨業に變つて了つたので、其の後の事は省略しました。

記述の方法は、見聞した事柄を成るべく私意を加へず、出来るだけ忠實に有りの儘を傳へる事を期しました。今迄に私は、土佐の舊捕鯨業に關する古文書の類をも相當筆録して置きました。しかし、之は他日上梓を豫定されて居る土佐捕鯨古記録の内に採録をお願いしたので此處には全部省きました。即ち文献資料としては擧げて該書に譲り、本書は全くの見聞記と致しました。而もその大方は次の方々、即ち

- 室戸 米澤百合太郎氏
- 同 宇賀良太郎氏
- 同 松内徳市氏
- 同 泉井竹太郎氏

はしがき

はしがき

窪津 三谷 藤次郎氏

兵庫 油井 伊之助氏

等の諸氏の體験談を基礎として之に自分の記憶や手記を配したもので、上記諸氏に深く感謝する次第であります。尙本書を刊行して下さったアチックミュージアム及び同所の伊豆川浅吉氏並に高木一夫氏が、出版に當り種御高配を賜つたことにつき御禮を述べさして頂きます。

土佐室戸浮津組捕鯨實錄 概目

まへがき	一
一 資本	一
二 労働組織	二
三 漁場	七
四 山見	八
五 捕鯨作業	二一
六 注進	二五
七 解剖	二六
八 會社の販賣	二七
九 商人	二八

一〇	會社の鯨處理……………	一九
一一	商人の手による鯨油、鯨皮の製造……………	二〇
一二	鮮肉皮の販賣……………	二三
一三	鯨五十集……………	二四
一四	番取り……………	二六
一五	鯨五十集の販賣……………	二九
一六	鯨五十集の下り荷……………	三三
一七	鯨組の分配……………	三三
一八	夏替へ……………	三三
一九	捕獲數……………	三三
二〇	鯨供養……………	三三
二一	祝宴……………	三三
二二	鯨五十集の祝……………	三三
二三	水夫暨進の話……………	三三
二四	大工の話……………	三三
二五	樽屋の話……………	三三

附 録

一	餌床場の作法……………	三五
二	鯨漁祝踊(シットロト踊)……………	三五
索 引	……………	一

圖 版

地 圖	土佐地方略圖
第一圖	羽指諸氏
第二圖	早鉾 大鉾 劍
第三圖	勢子船(模型)
第四圖	手形 庖丁
第五圖	捕鯨作業圖繪一

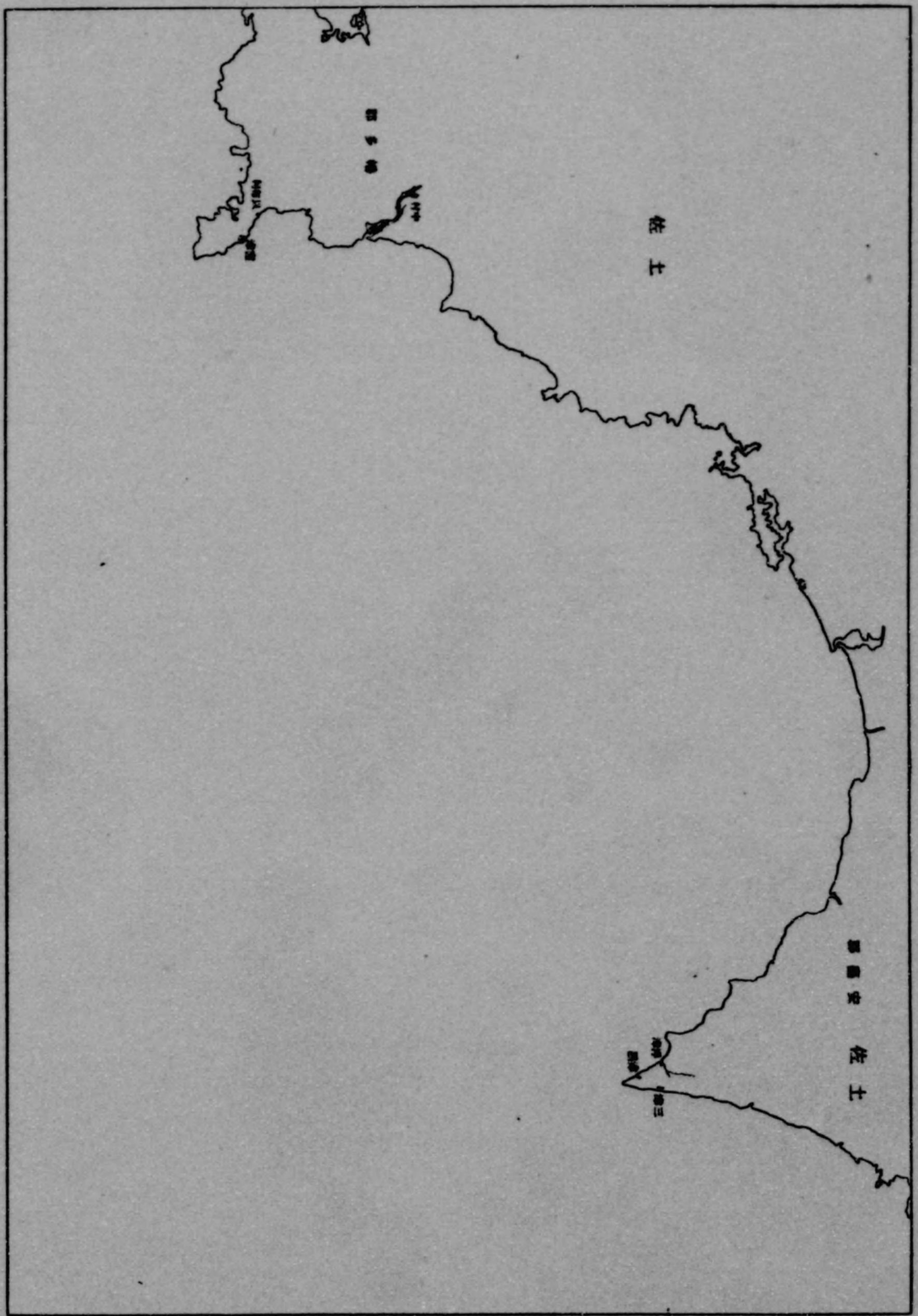
第六圖	捕鯨作業圖繪二
第七圖	同 三
第八圖	同 四
第九圖	A 解剖直前に於ける鯨體の位置 B 鯨體の解剖
第一〇圖	浮津組商人札(表面)

- 第一一圖 浮津組商人札(裏面)
- 第一二圖 津呂組商人札(表面)
- 第一三圖 同 (裏面)
- 第一四圖 大阪鯨商人札(表面)
- 第一五圖 同 (裏面)

- 第一六圖 鯨の位牌
- 第一七圖 同 (裏面)
- 第一八圖 祝宴の酒杯
- 第一九圖 酒 杯
- 第二〇圖 羽指の手拭

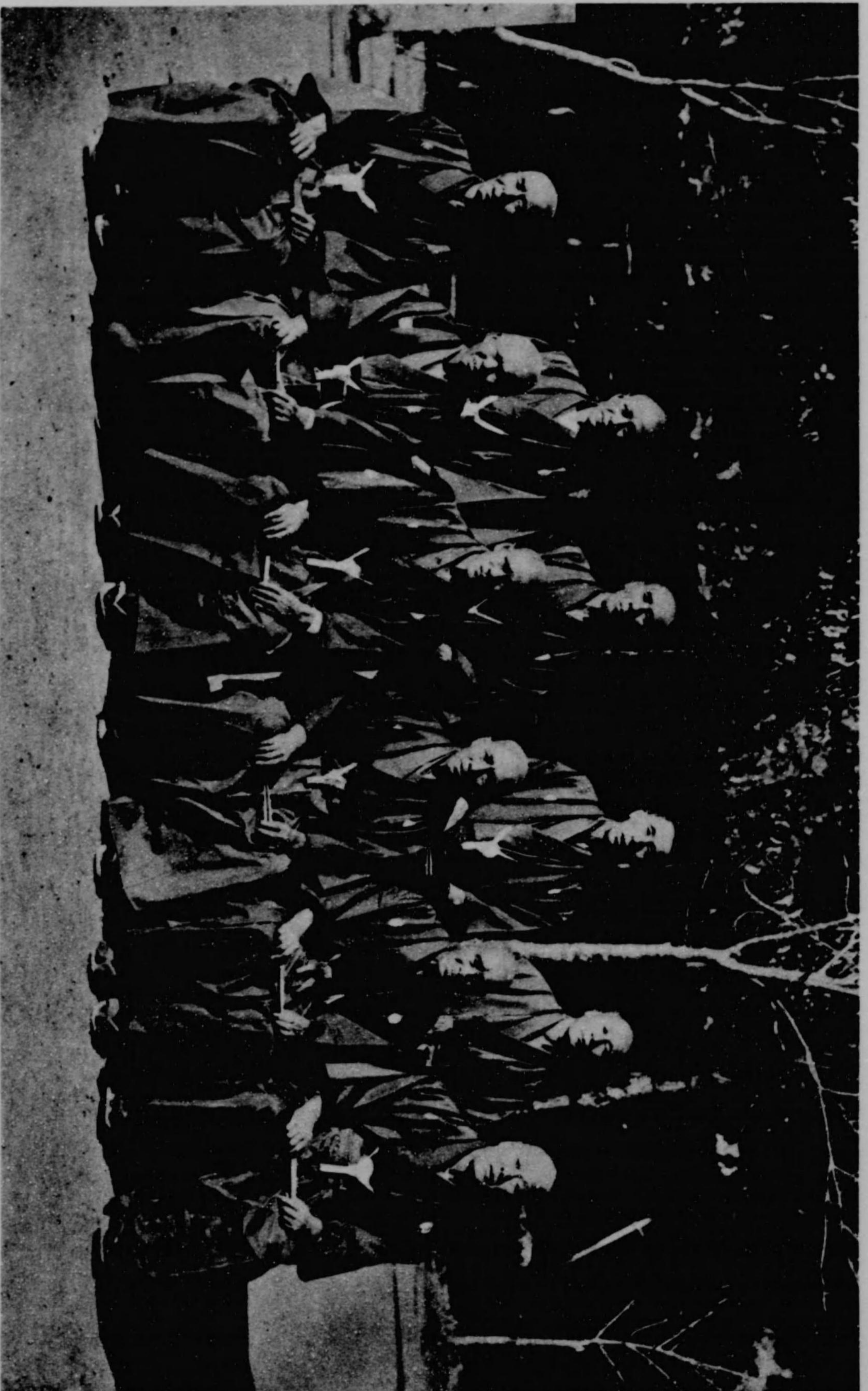
土佐室戸浮津組捕鯨實錄

土佐地方概略圖



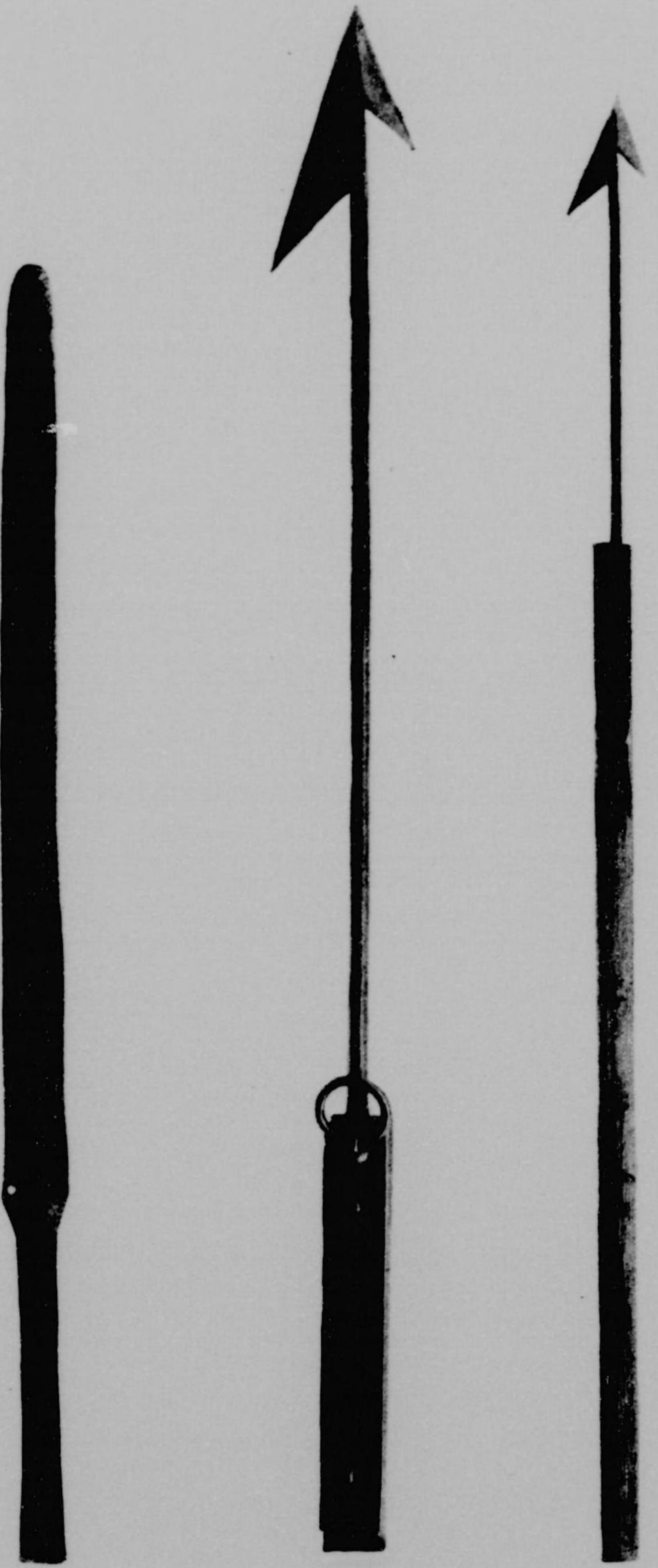
土佐地方略圖

第一圖 羽指諸氏



後列左ヨリ米澤卯之助(赤軸四番)竹村掃太郎(同七番・山見)松本淺太郎(同六番)松本福太郎(同六番・山見)
前列左ヨリ竹村彌太郎(同三番)山本直太郎(同五番)宇賀良太郎(同一番・練頭)沖久万次(青軸八番)
米澤金助(赤船)米澤百合太郎(青軸二番)

第二圖



劍

大符

早符

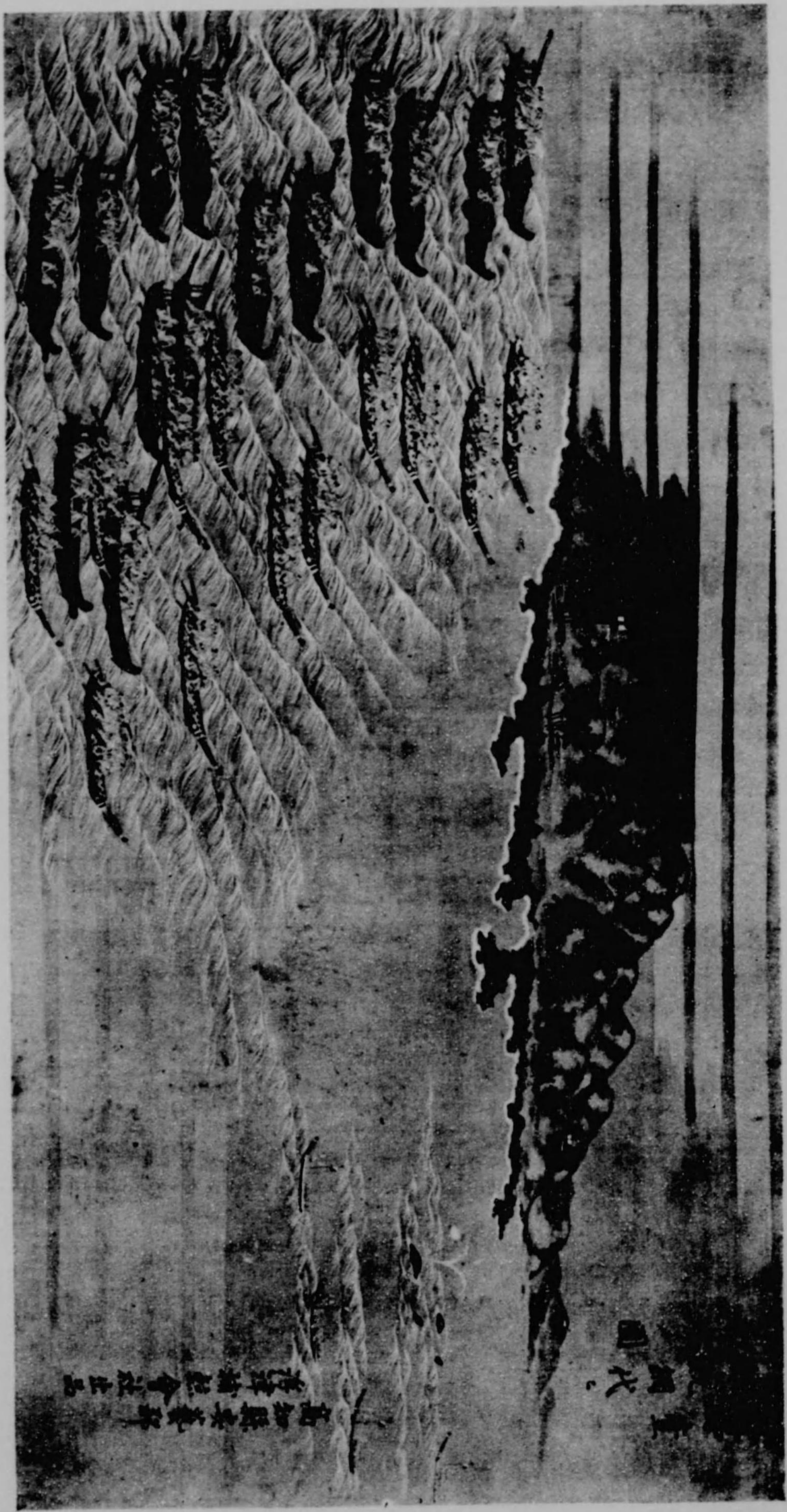
本文三頁參照

第三圖



勢子船 (模型)

本文四頁及四九頁參照



本文二頁參照

捕鯨作業

(室戸町小學校所藏)

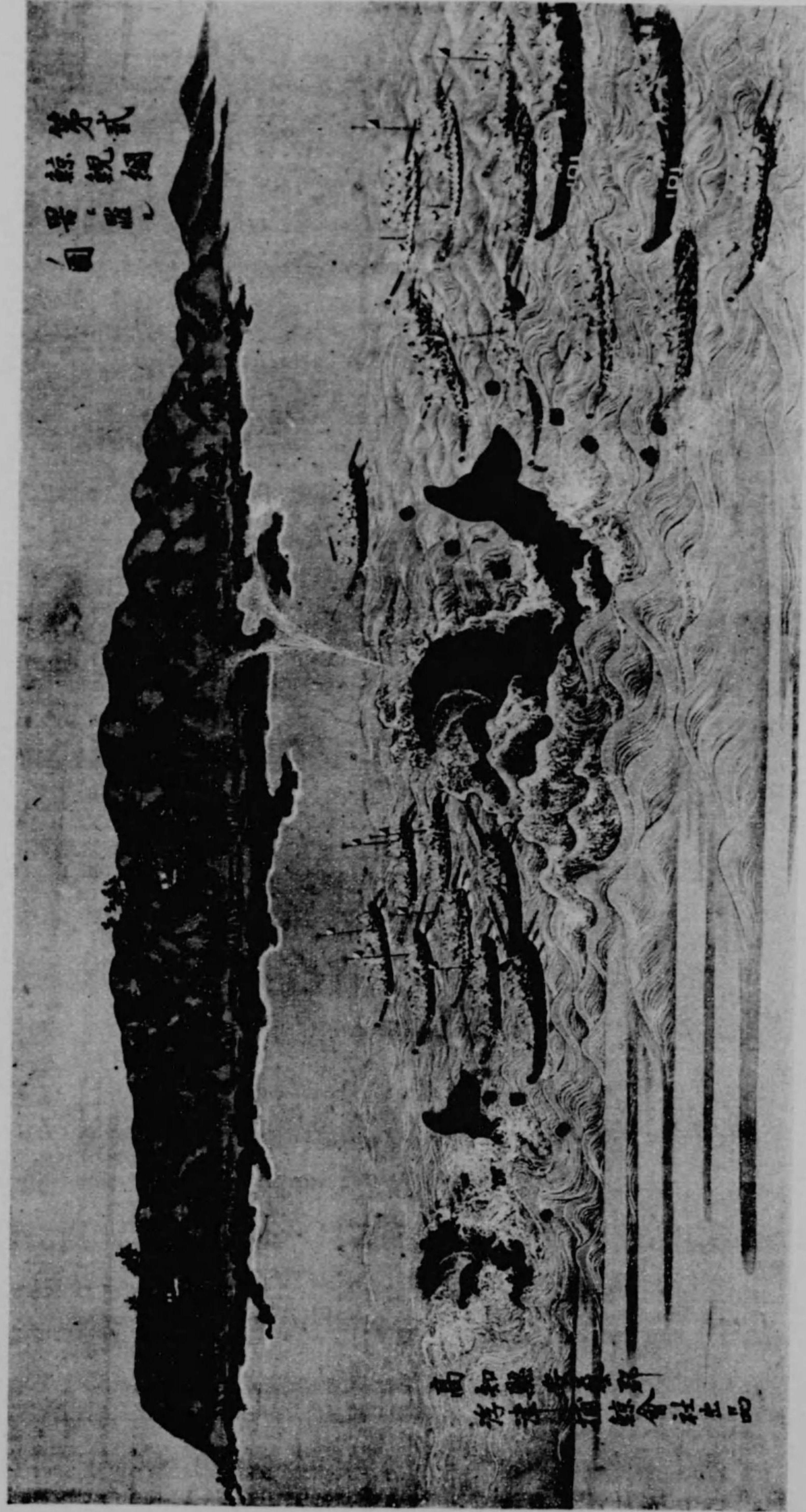
第五圖

第四圖



手形庖丁(刀身長一尺二寸餘)

本文二頁參照



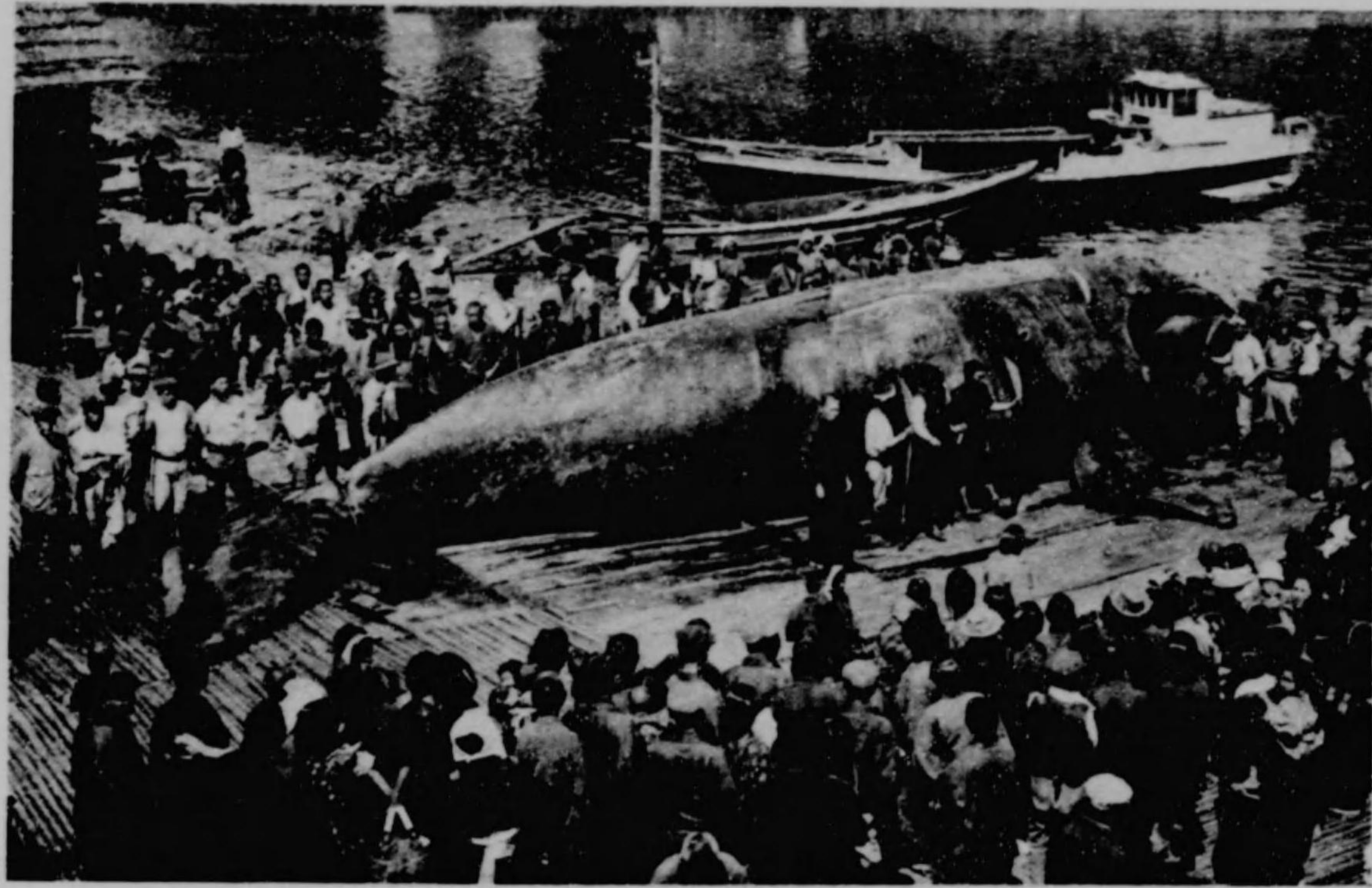
第六圖

本文二頁參照



第七圖

本文二頁參照



A 解剖直前に於ける鯨體の位置

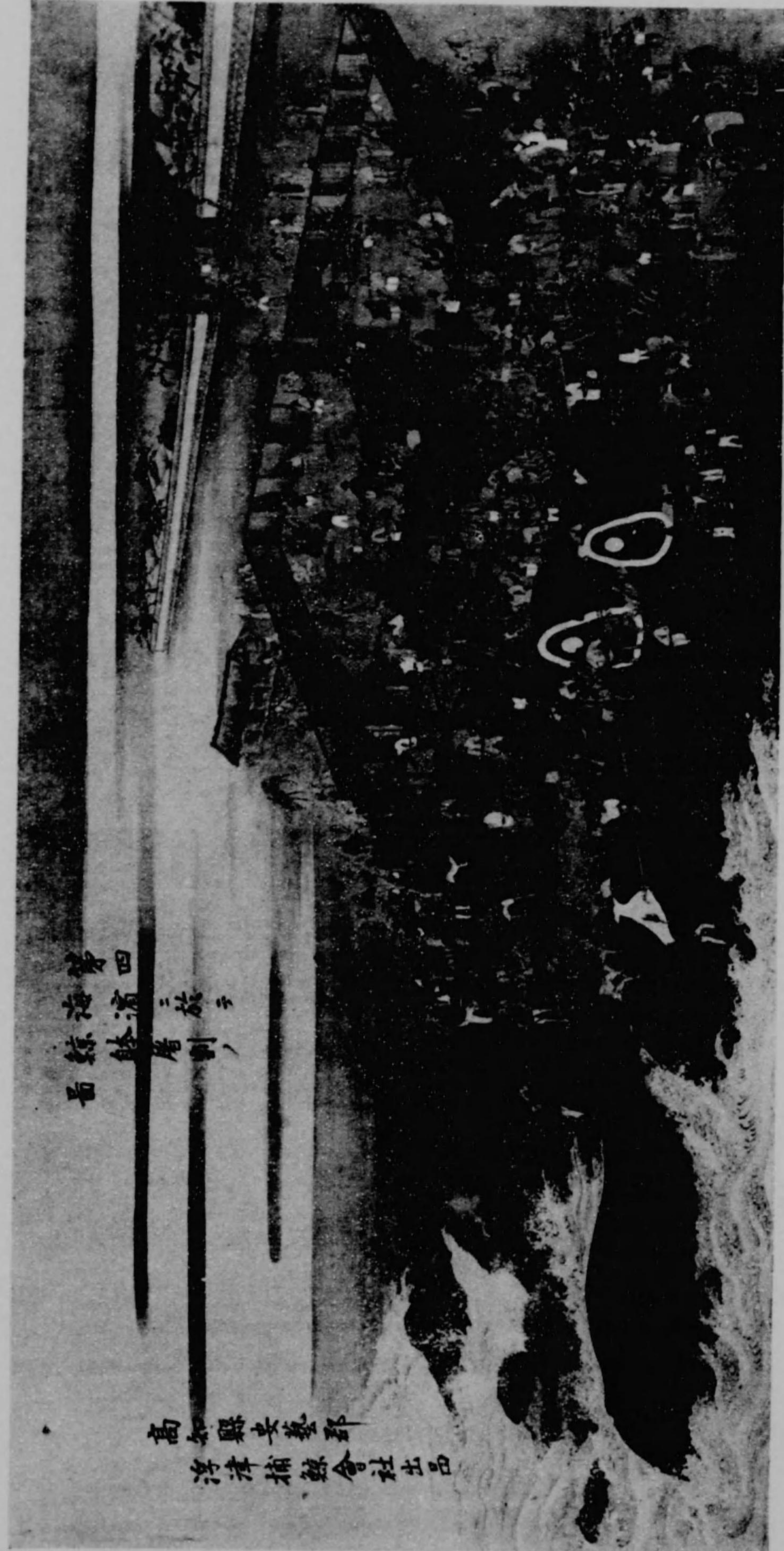


B 鯨體の解剖

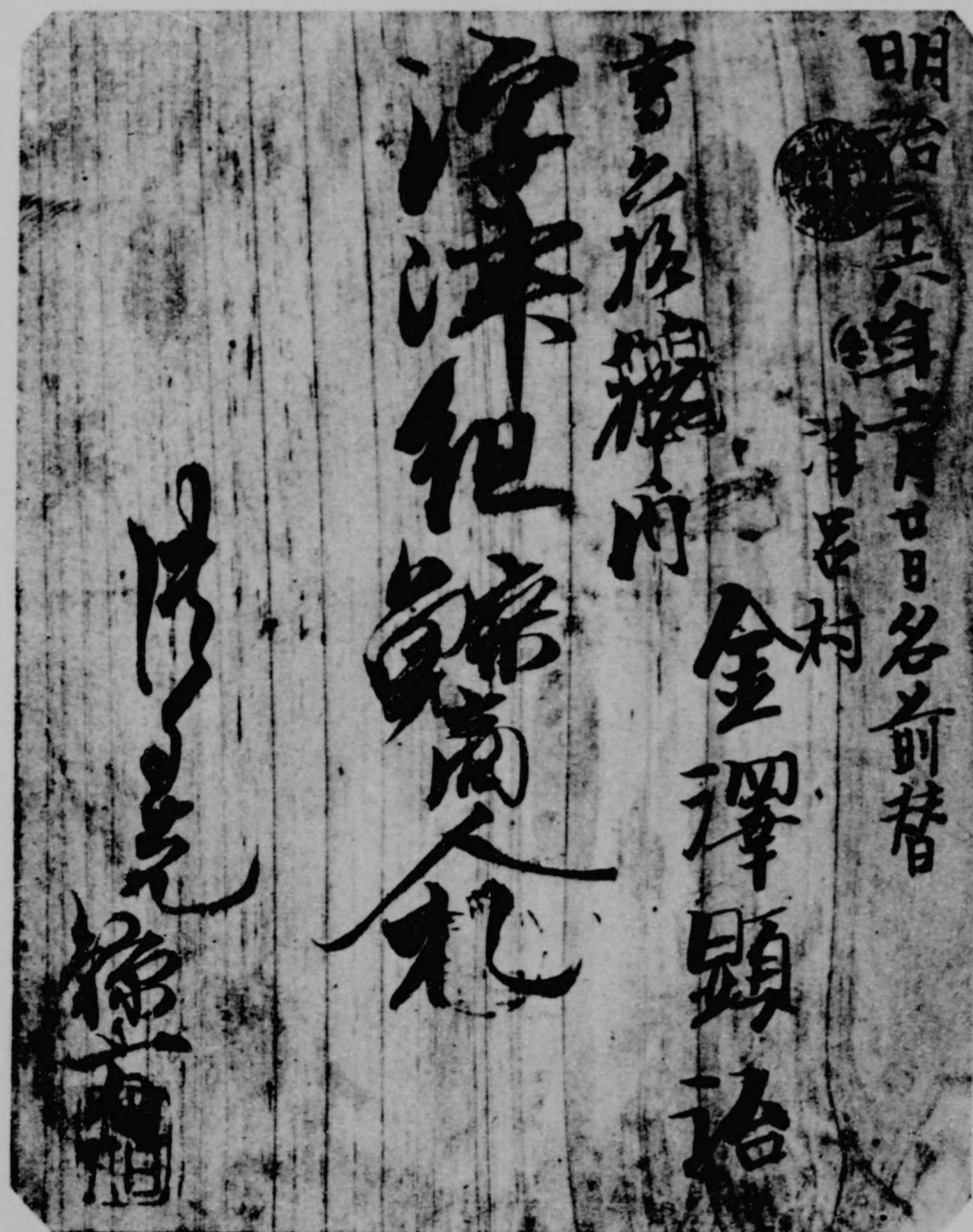
本文一六頁参照

第九圖

第八圖



本文一六頁参照



浮津組商人札（表面） 豎五寸 横四寸

本文一八頁參照



全（裏面）

第二圖



本文一八頁参照

津呂組商人札（表面） 竪五寸 横三寸五分

第三圖



全（裏面）

第一四圖



大阪鯨商人札（表面） 豎七寸 横三寸四分

本文三二頁參照

第一五圖



全（裏面）



全 (裏面)

第一五圖



大阪鯨商人札 (表面) 竪七寸 横三寸四分

本文三二頁參照

第一四圖

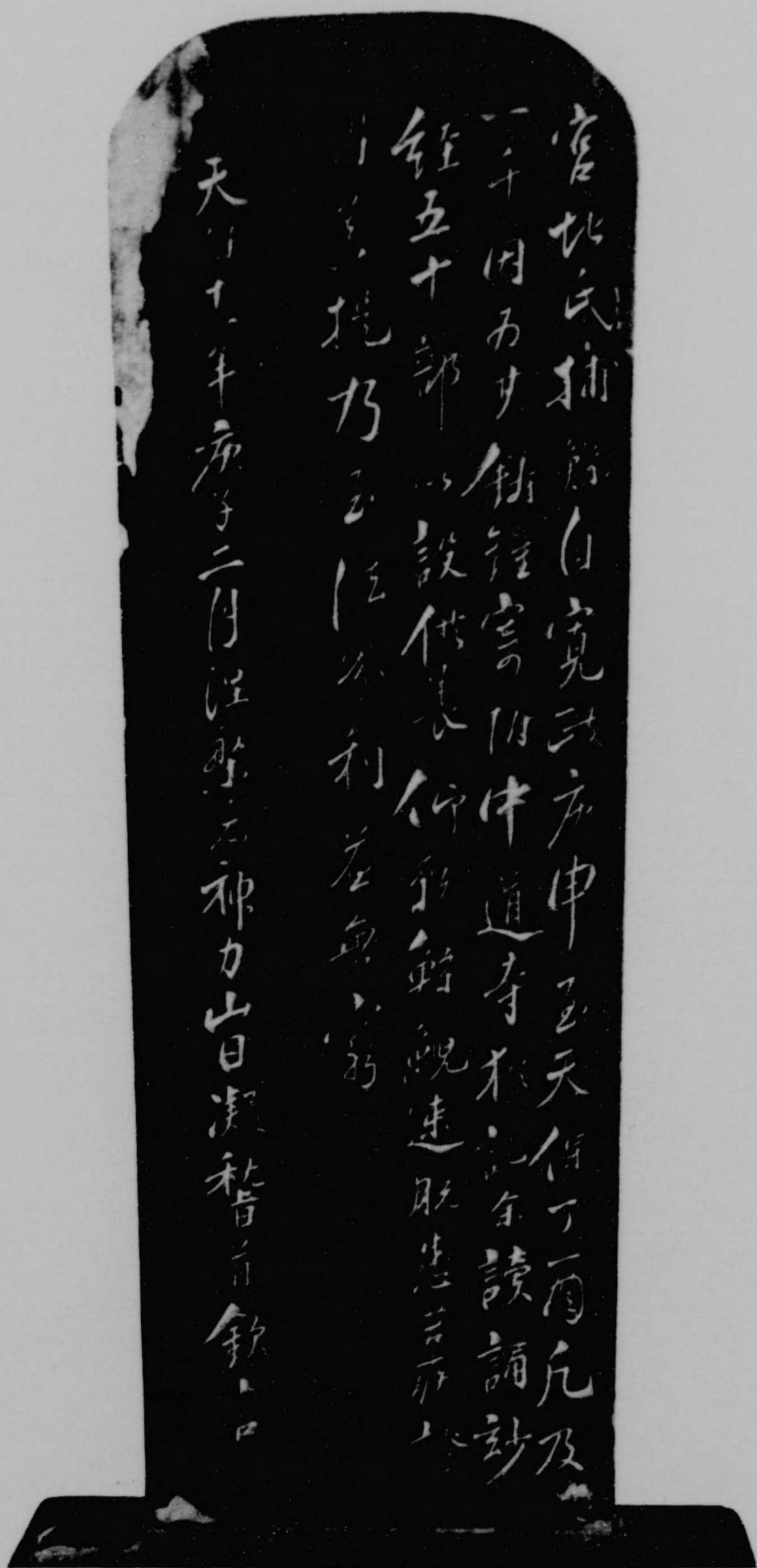
第一六圖



鯨の位牌

本文三六頁参照

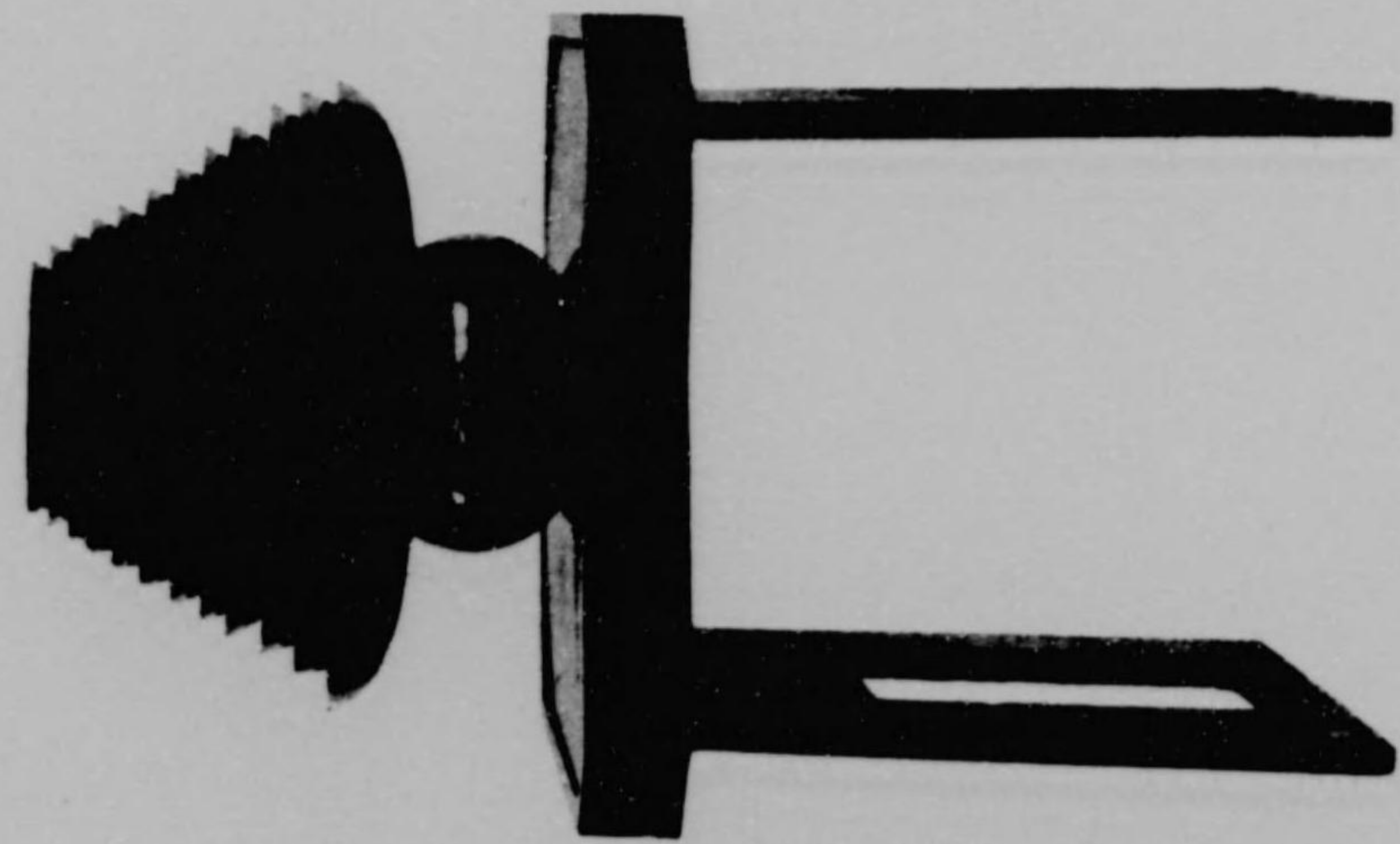
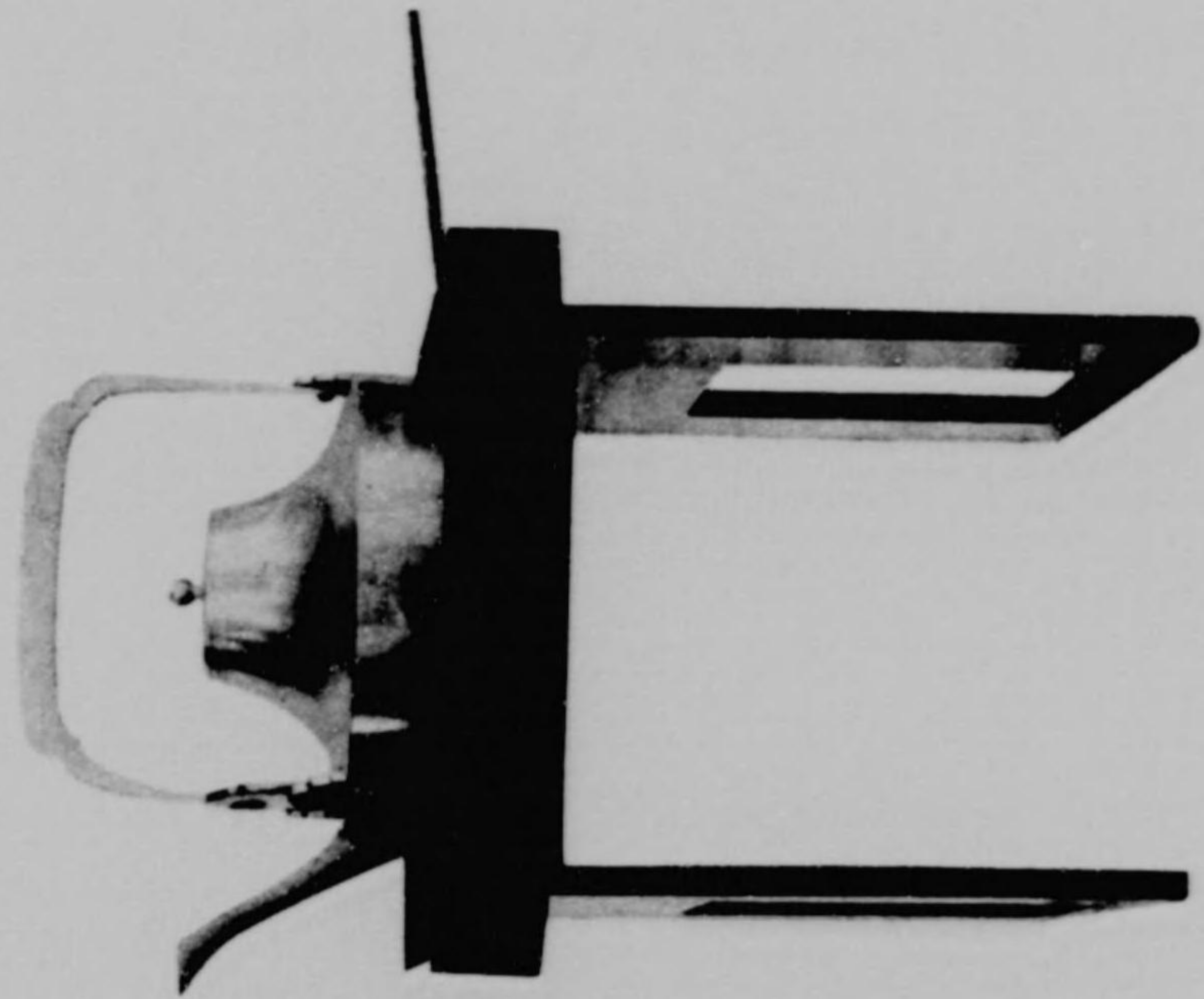
第一七圖



全 (裏面)

本文三六頁参照

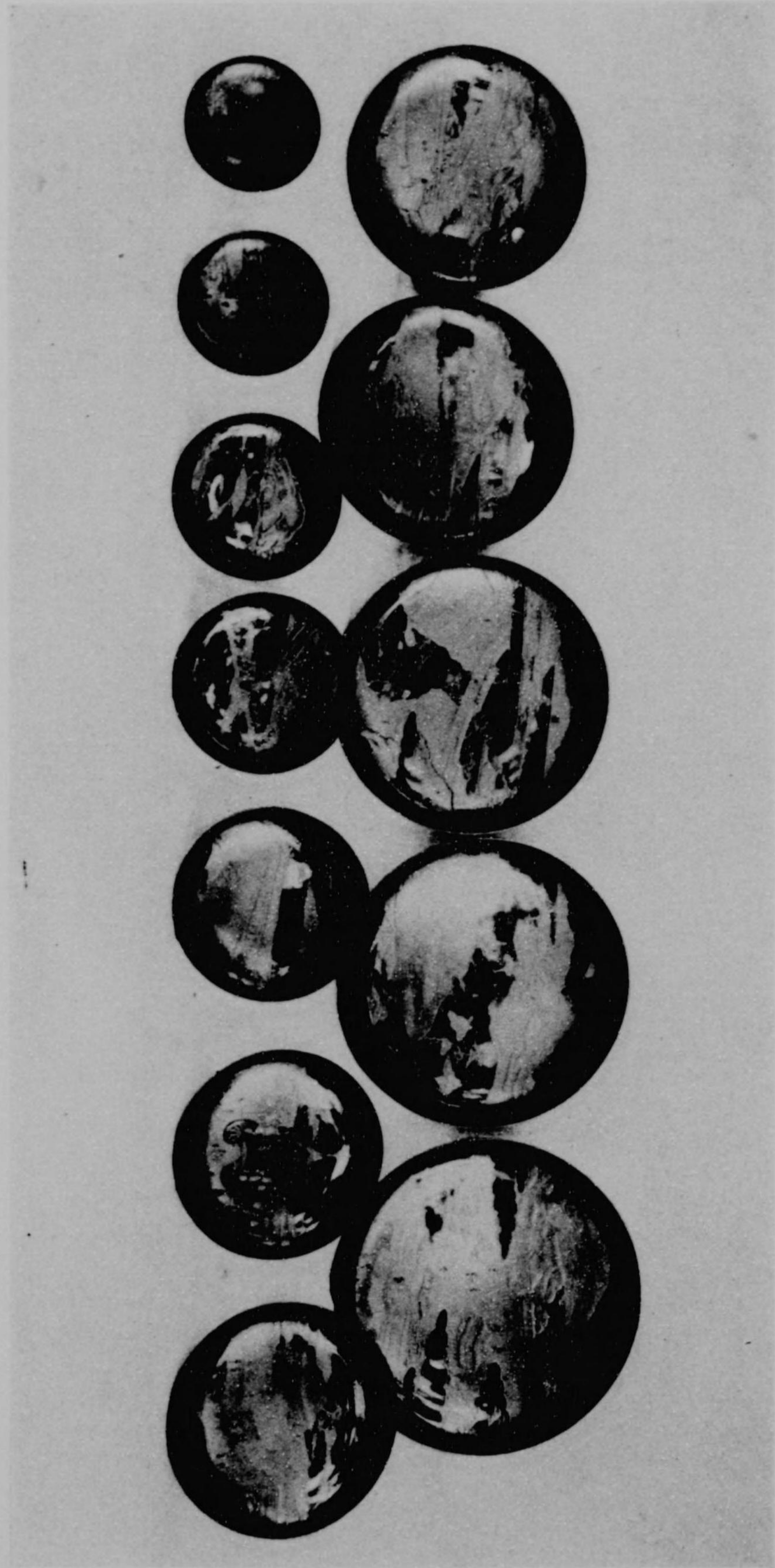
祝宴の酒杯



本文四〇頁参照

第一八圖

第一九圖



本文四〇頁参照

酒杯



羽指の手拭（長五尺七寸巾一尺餘）

本文四四頁参照

一 資 本

當時の捕鯨業は會社組織であり、その株主には部落内の人が多かつた事勿論であります。株主は又必ずしも漁業關係の者ばかりではなく、商人にして株を所有してゐた者も多かつた様です。會社の總資本額は數萬圓位であつたでせうが、然し判つきりしたことはわかりません。と云ふのは捕鯨に要する三十艘の船や網具、其他器具機械等は縣から浮津區へ無償拂下げになつたものであるから、株主が拂込んだ資金は、大體、年々に新造される船や網具の新調及び勞賃等に流用されてゐたからで、云はゞ株主は初めから、流動資本に向けらるべき部分文を拂込んでゐた形なのです。

然らば一漁期にどの位の費用を要したかと云ふと、二萬圓位はかゝつたらしい。窪津の話では、一年に三萬圓も水揚があれば元引をしたと云つてゐたから、此の位の水揚があれば利益を見てゐたのでせう。年々の流動資本は何に多く割り宛てられたかといふと、漁期中（秋冬春にかけて）漁夫に支拂ふ賃米に對してであり、其他は夏の修繕期間（夏がへ）に船大工や網苧綯の女人夫に支拂ふ賃銀でありました。又、鯨網や鯨船の新調修繕等、生産手段の再生産の方面へも相當かゝつた様です。

註 浮津捕鯨會社申合定款（明治十六年七月廿四日勸第一二六號を以て開濟）によれば、

第九條 營業資金ハ一ヶ年壹萬千圓トシテ社員ヨリ平等に辨出シ而シテ損益ニ關セス毎年會社ニ準備シ置クモノトス

土佐室戸浮津組捕鯨實錄

二 労働組織

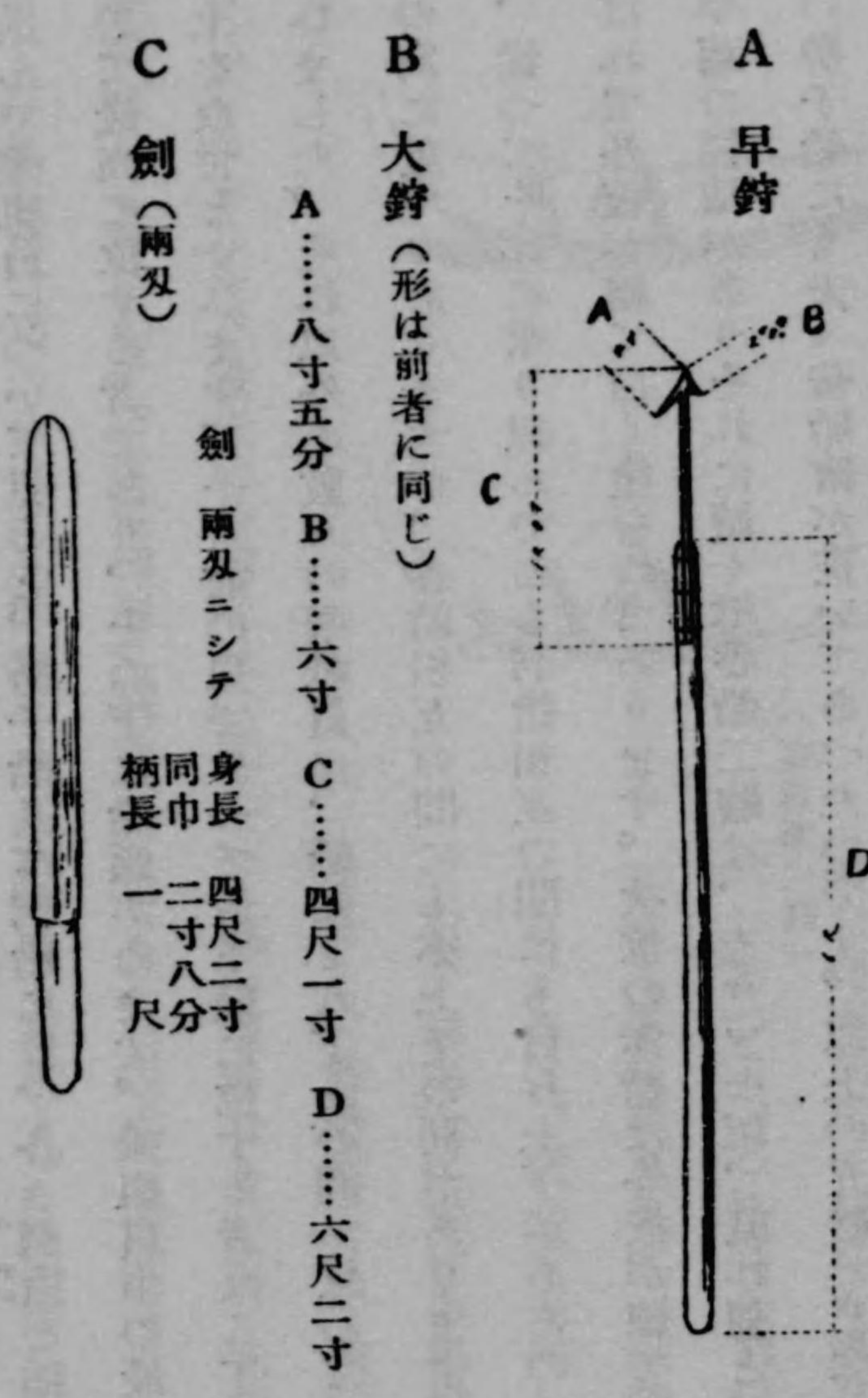
鯨組の組織は、海上作業と陸上作業とに分ち得らるゝと思ひます。しかし兩者の内、重要なのは海上作業である事勿論ですから、先づその方から述べて行きます。

海上の仕事を船の種類に依つて分つたら、網船、勢子船、持双船の三種となります。此の内網船は、鯨の通路を遮断して網を垂下し、鯨をこれに纏絡せしむるといふ仕事をします。勢子船は鯨を背後より驅り、それが網に罹つたならば鉞を投げて仕留める船であり、持双船は捕へた鯨を、二艘の持双船に組んだ櫓の間に入れて縛し、以て陸岸へ運ぶ役目をするのであります。夫々の船の数は網船十四艘、勢子船十六艘（津呂組は十五艘、これに就ては註参照）、持双船二艘で、外に豫備船が二艘陸上にかこつてあります。現役の船は總計三十二艘であつて、これに乗組む人数は一艘平均十人前後ですから、漁夫の總数は三百人以上となる譯であります。

次に、以上三種の船の有する主要な漁具を見ると、網船は皆網を積んでゐます。網には長網と普通網とがあり、前者一反の長さ三十尋、後者同じく二十五尋、網目は五尺、目數十一目、網繩は徑四分五厘位です。アバは網一反に付長さ三尺の桐アバ十一枚と浮樽一丁とを結付し、イワは附けない。網船一艘に網二十反を積む。網を連結するにはハツカイと稱する藁繩を以てします。ハツカイは切れ易い繩であつて、鯨が網を被つた場合ハツカイが

切れて夫々の網地が鯨體に巻き付く様になります。網船二艘分の網を連結してこれを一結と稱し、使用上の單位としました。

勢子船には早鉞二本、大鉞三本、劍一本があります。尤も鉞などは他の船にも積んでゐますが、而し勢子船の數程は持ちません。鉞の使用こそ勢子船の眼目とする所ですから、これは充分吟味して數も餘計に入れてあります。鉞と劍の構造及大さは次の如くです。



持双船には夫々櫓に組むべき持双柱を一本宛持つてゐます。此の柱は長さ四十尺にして兩端の徑一尺中央の徑

二尺の松製のものです。

進んで乗組員について見ると、勢子船及び網船には、各々羽指ヘビと稱する者が一名宛乗つてゐます。羽指は各船に於て最高に位する者であり、その下に船頭がゐます。乗組員中の最下級者は、炊事萬端の仕事をする炊で、その上を取付といひます。一人前の男であつて最下級に位する者は八丁です。八丁櫓を押すを役目とする故八丁と云ひました。それ以外の數人の乗組員は、船頭と八丁との間に位してゐます。以上述べた所は一船内に於ける上下の別に就てありますが、各船相互の間にも亦上下の別があります。即ち勢子船十六艘は一位から十六位迄あり、従つてそれに乗り組んでゐる羽指相互の間にも自ら上下があるのです。例へば最上位にある勢子船は白船と呼ばれて外板が總て白く塗られてあります。次位の赤船は外板が總て赤く彩られてゐます。納家船ナカヤネは外板に菱鶴に半菊の模様がありそれに續く樽番船二艘は、夫々マセ垣、亂れ菊と、水仙、八橋の模様が畫かれてゐます。其他の勢子船にも夫々皆船繪が畫いてあつたのです。(寫眞第三圖)以上の五艘(白船、赤船、納屋船、樽番船)に、それに續く次の五艘を加へ十艘は、船が青く塗つてあるのでこれを青船と呼びました。残りの六艘は船が赤く塗つてある故、これを赤船と呼びました。赤船は全體として青船の下位にあり、又赤船相互の間に上下の別の存する事勿論であります。以上の如き船に乗り組んでゐる羽指にも亦自ら上下の別が存しました。白船赤船の羽指を沖配ウキと稱し、就中前者は海上の仕事についての總指揮者であり、後者は同じく副指揮者であります。納家船は、會社の役員が漁夫の働き具合を視察する爲乗り出して來る船である故、これは特別に扱はなければなりませんでした。それ以外

の勢子船の羽指は、大體船の上下の區別に應じて、矢張り上下の序次があります。次に網船について見ても、畧同様の事柄が網船相互の間に見られます。先づ最上級の網船を赤紋船と呼び、それに座乗してゐる羽指は網船全體の總指揮者であります。これに續く船が黒紋船であつて、その羽指が同じく副指揮者です。他の網船は皆此の二艘の指揮をうけねばなりません。持双船にも勿論羽指以下其他の乗組が存しますが、これは前二者とは多少その趣を異にしてゐます。即ちこれには見習格の羽指が多く乗つてゐます。將來羽指に成れる素質をもつ優秀な青年が拔擢されて乗つてゐるのであつて、これ等を羽指に數へると、二艘の持双船に八名の羽指が存する事になります。是等の羽指は、若し勢子船の羽指が缺動した場合などには、代つて座乗して職務をとりま



以上は海上に於ける組織であります。次に陸上に於ける之れを見ますと、鯨納屋には、納屋夫、日庸等が十人位ゐて夫々細々した仕事をしておりました。納屋の外圍は五〇間と二五間の矩形であつて、此の内部に上納屋、網納屋、大工納屋、油納屋等が建ててあります。直接捕鯨に關係のない大工、鍛冶、樽屋等も、數人定抱として不斷に場内の仕事小舎で働いておりました。筋小舎には筋師が二・三人詰めてゐます。又捕獲した鯨體を解剖するのは魚切であつてこれをオギリと云ひました。十名位ゐましたが、これは嚴寒の候海邊に於て裸體となり、時には半身を海中にひたして終

夜にわたつて鯨體を始末しなければなりません。従つて身體の強健にして寒冷に耐ゆる者を必要としますので、多くは持双船の羽指中より廻されて魚切の仕事に轉せしめました。會社の採油事業も魚切がやるのです。魚切の最上級の者を魚切親爺と云ひました。以上の外に山見がゐます。附近の小高い所に四ヶ所位山見小舎があつて、これに夫々二人乃至四人宛位の山見が詰め、通鯨の有無を見張つてゐます。山見は全員三百數十人の内から、遠目の利く者を選抜したものであつて、見習から普通山見となり、進んで中頭、大頭となるのであります。右に述べた人々は皆室戸に居住してゐる者です。而して鯨肉の運搬や其他の雜役には、浮津在漁の時には附近の村民を雇つたし、又窪津在漁の時には同地の部落民を雇つたと云ひます。

註 浮津組勢子船が特に十六艘で津呂組より一艘多いのは、幕末、竹村竹藏が沖配になつた時からで、これについては次の如き挿話があります。竹村竹藏の任命については記録に乏しくして明ではないのですが、傳ふる所によると左の如くであります。竹藏一度沖配となるや年々大漁を繼續して來たが、追々老齡に及んだ爲、後任者を推舉して隠退しました。所が其後漁事がなかつたので、藩の鯨方總裁は彼を再び沖配に任命した所、不思議と豊漁を得ました。そこで彼は又退職したのであります。然るに彼が退職後、復も不漁となつて如何とも成す事が出来なかつたので藩命は三度竹藏の復職をうながしました。けれども彼の家族や親戚は、三度復職して幸に大漁を得れば名譽なるも、萬一不幸にして所期の漁事を得ざる時は、是迄の名譽も一朝にして水泡に歸して了ふとの理由を以て、強硬に復職の反對をなしたのでした。が本人竹藏は敢て意に介せず、自分が復職すれば必ず豊漁して見せるであらうと、斷然諸人の忠告を却けて復職しました。當時老齡に達してゐた彼は、終日沖に出てゐる事が出来なかつたのです。その爲鯨方は納家船と稱する勢子船一艘を新造して、通鯨の合圖を見ながら即時に竹藏を座乗せしめて、現場に急行せしむる事にしました。勿論乗組の水主等は屈

強の者のみを選抜したのであります。然して此の結果は、彼が聲明した如き豊漁を再び得たのでした。藩主は非常に喜び彼に出府を命じました。城下に到り參殿、數室を通過して御前にて褒詞を賜り、又名字帶刀を允許され、藩主は彼に名字の希望あるや否やを下問したのでした。彼は郷里を出るに際して山下なる名字を考へてゐたのでしたが、突嗟の場合なので失念して了ひ、苦慮の結果自家の周囲の竹垣を思ひ浮べ、竹村といふ名字を希望しました。藩主は即ち彼に竹村といふ名字を賜つたのです。これが竹村家の祖であります。さて今迄は勢子船は、津呂組も浮津組も共に十五艘宛であつたのですが、浮津組のみは以上の様な譯によつて納家船を一艘増して十六艘となり、此の習慣がずっと續いたのであります。それで納家船は漁期中でも普通は濱に曳きあげて置き、通鯨のあつた場合にのみ出船しました。竹藏以後には役員が座乗して、水主の動作を監督する役目となつたのであります。

三 漁 場

凡そ通鯨の方向には下り鯨と、上り鯨との二つがあります。前者は秋から冬にかけて南下する鯨（浮津方面から窪津方面へ廻游する）であり、後者は春期に至り北上する鯨（窪津方面から浮津方面へ移轉する）であります。此等鯨を漁するに適當の漁場は西と東とにあります。鯨組が浮津と津呂の兩部落にあつた故、兩組が西と東に分れ、隔年交代で漁を行ふたのです。西の漁場は窪津であります。明治十年或事件の爲、一時窪津を廢して以布利へ遷つた事がありました。尤も納屋の方だけ遷つたのであつて、漁場としては相變らず窪津沖を利用してゐました。其後幾何もなくして又鯨組全部が窪津へ戻つて來ました。窪津では一漁期間を通して漁を行ひ得るのですが就中下

り鯨の漁に適した場所らしいのです。中村邊の人の話では、窪津邊に於ては、以布利の背後の山が低いので空気が光線の屈折により半島が切れて島の如き有様を呈し、與津岬沖あたりから見ると其處が水道の様に見える。それで夜間には大きな汽船が汽笛を鳴らしてまごつく事があるといふ。それ程であるので、下り鯨も此處は海峽であると思つて岸近く寄るのだと云ひ傳へて居ます。東の漁場としては、三津と室戸の沖が利用されます。三津は下り鯨を指す冬漁に使はれ、浮津は上り鯨の時に漁場となります。即ち浮津の方は春漁に適してゐるのであります。東西何れの漁場といへども、漁場としては第一に鯨が最も岸近く寄る事、次に海底の質が成るべく岩石等なく砂地である事、又潮海流の激しからざる事等が條件として數へられ、又餘り深度のある所では漁を行はないと云ひます。

因に、此の地方では鯨のことをエベスと云はず、エベスといふ場合にはウバザメ、サメブカを指してゐます。又鯨の大敵シヤチをタカマツと云ひます。

四山見

漁場には山見小舎があつて此處に山見番が詰めて居り、遠く游泳して來る鯨を發見して、附近に待機してゐる船に知らせるのであります。一漁場には大抵三―四ヶ所位の山見があります。山見の場所は平地から十間位の高臺に小舎を立て、あります。東の漁場の山見小舎は

冬漁(三津漁場)――推名、日沖、六谷、狸山

春漁(浮津漁場)――舞戸、行當(二ヶ所)、樽石

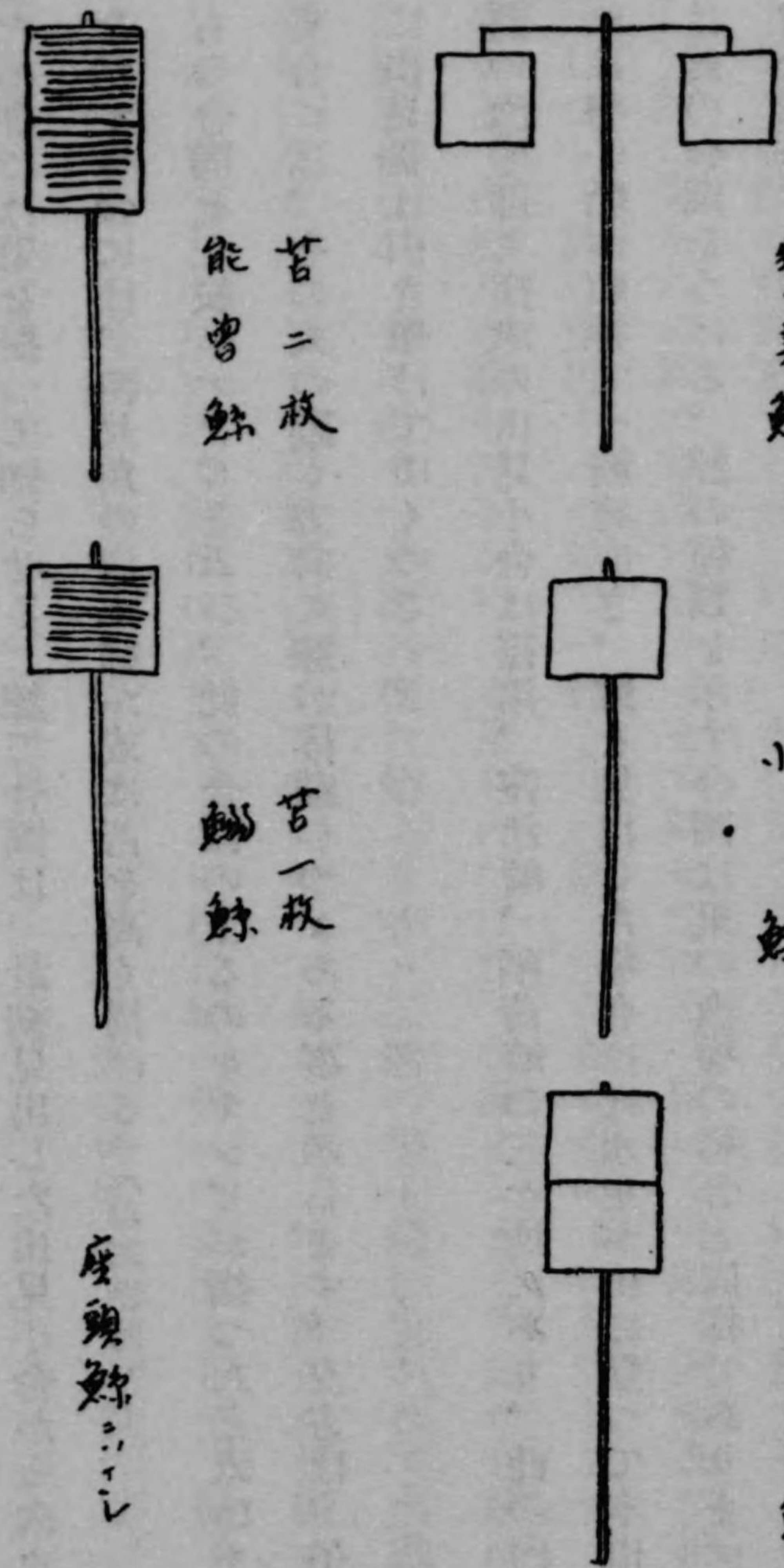
山見場所にも亦順位があり次の如くであります。即ち三津に於ては一番六谷、二番日沖、三番推名、四番狸山、浮津に於ては一番樽石、二番三番行當、四番舞戸。一番山見を本山見オホヤマミと稱し、これは鯨納屋に最も近い所にあります。そして此處には山見頭が詰めてゐて、云はゞ山見の元締の場所です。各小舎に詰める人數は、本山見が各

白木俵二枚
勢美鯨

白木俵一枚
小鯨

白木俵二枚
長須鯨

三人宛、其他が二人宛位です。



山見小舎の眞下の岸邊には大抵順番で勢子船が一艘宛來てゐます。さて山見番は東のしらむ前に山に登つて見張つてゐます。鯨が來遊して潮を吹く音が聞えると、松明をたいて船の方に向合圖をする。日中に通鯨を

見た場合には采を振つて知らせる。總て合圖は、最初見出した山見小舎から次々へ及ぶのであります。又鯨の種類を示す場合には、四尺角の白木綿か或は苫を高く掲げる。(前圖参照)

右の合圖を一般にテンビと云ひ、此の合圖の上るのをテンビが揚つたと云ひます。若し山見が火をたいて振つた場合には、その火の動く方向に鯨が移動しつゝある事を示します。夕方は、午後四時頃になると本山見から順次に山見番は引き擧げてゆくのです。

西の漁場即ち窪津の山見小舎は窪津、窪津崎、稻荷崎の三ヶ所にあり、此の内窪津が本山見であります。又布崎には勢子船が順番で一艘宛ゆき、鯨を見出した場合には水主が山に登つて本山見の方に合圖をします。本山見では此の合圖をうける。鯨の種類を示す合圖は東の漁場の場合と同様であります。

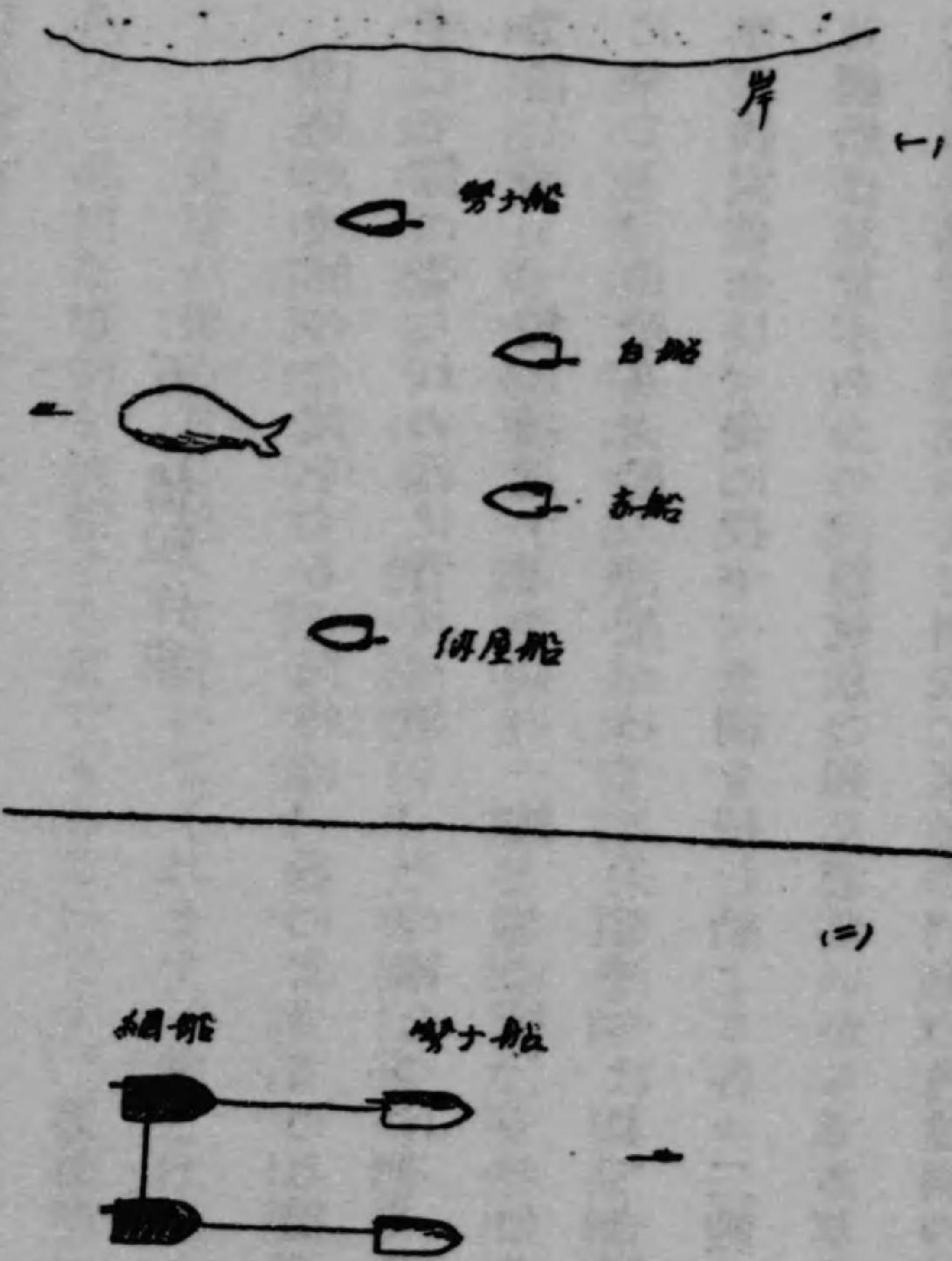
尙松明の材料について一言して置きます。浮津では篠を用ひます。これは附近の山に生へてゐるものであつて、山見宿が豫め買ひ整へて置いてくれます。宿とは遠くの山見小舎の山見が、下宿してゐる民家であつて、又色々と必用な事柄を依頼する家でもあるのです。篠松明は強風時には使用出来ないで、かゝる場合には檜松明を用ひました。これは徑二寸五分、長さ六尺位の檜を生のうちで槌で叩き、木片が離れ去らぬ程度に割つて乾かして置いたものです。割松明とも云ひます。此の外に薪なども不斷に用意して置きました。何れも附近の農村から買ひ求めて置く。窪津では竹松明には苦竹の枯れたものを用ひたのです。割松明や燃料のころ松は大岐の村から買ひ求めました。

山見で鯨を最初に見出した山見番には、會社の方から目の皮と云つて鯨の皮を褒美にくれました。山見は、三百數十人の内遠目の利く者を選抜した者であることは既に述べた通りであつて、従つて、もし山見にして、小舎の眞下に來てゐる勢子船に最初の鯨を發見せられるといふ様な事があると、山見は非常なる恥辱であつたといふことです。

五 捕鯨作業

山見が通鯨の合圖をすると同時に、番に當つてゐる勢子船一艘が先發する。これをかたばん船といひます。疾走して鯨に覺られぬ様に背後に廻り、その跡をつける。續いて白船、赤船及び納屋船が出ます。何れも肅々とし力漕しつゝ、鯨に接近するや始の一艘と共に圖(一)の如き形の下に尾行します。やがて鯨が網代から一里位の所に來ると、白船及赤船の沖配が持てる采を沖へはねて合圖をします。此の合圖によつて、今迄待機してゐた網船は二艘宛催合ひ、先に投すべき網を積む船より各々二艘の勢子船に曳かれて出動します。圖(二)の如くです。蓋し網船は重量があつて、獨航意の如くでないからであります。殊に眞先に投網する前網船二艘は、四艘の勢子船(内二艘は樽番船)に曳かれて網代に來ます。その内投網の構への合圖として、勢子船沖配が二本の采をわけて振ると、これによつて網船は夫々宜しき位置につく。鯨の游戈の頃合よしと見れば、沖配は采を交互に振り込んで投網の合圖をします。

投網の仕方は、潮の順調の時若しくは鯨が方向をかへる恐れなき時は、鯨の通路を遮つてやゝ曲線を畫き乍ら、前後四・五重位に網を卸すのですが、然らざる時には、臨機に片方或は兩方に餘分に網を増して投するので



(寫眞第五一七圖)

あります。片方に餘分に漕ぐ時これを片巻と云ひ、兩方に増し漕ぎする時これを兩巻と云ひます。樽番船は夫々前網船を曳航し、その網船が投網し終るや直ちに網の背後に廻つてゐます。他の多くの勢子船は鯨の背後に廻つて驅り立てる。そして鯨が網を被つたと見るや否や、樽番船の羽指は時を遷さず鉾をつける。最も重い役目の船であります。樽番船が鉾をつけると、兩餘の勢子船は出来る丈け鯨に近寄り羽指が鉾を投ずる。鉾は最初早鉾の方を用ひ、後大鉾を投

げます。突き刺つた瞬間の鉾の形は、鉾棹が向ふ側へ傾いてゐる。鉾棹には繩が結付してあつて、その端に曳せ樽がある。鉾は生鐵で出来てゐる。柔軟であるから、鯨が進行すると樽の重さによつて生鐵が曲り、その爲却つて抜け難くなるのです。鯨體に幾本かの鉾が刺ると、次に機を見て赤舳の羽指が手形庖丁を持つて飛び込む。

(寫眞第四圖)

是等の羽指は、常に帯を前に一重に結び、水にぬらした紙が切れる程研ぎすました庖丁を眼の前に置いて様子を伺つてゐるのであつて、各々他に先んじようとして努力する。海中に飛び込んだならば、羽指は鯨の胸中から鯨體に上り、突き刺つてゐる鉾を左脇下に掻き込んで(これをとりくさいふ)身體の位置を保ち、右手に刃を向ふにして庖丁を持ち、圖の如くに下の口より左へ刀を押して横一文字に切り、次に上の口を切るのです。寸法は大體の見當でやります。血が非常に吹くので正確には判らぬから、人差指と親指とで寸法を計る。刀を入れる時鯨は狂奔するので、餘り狂奔する時には庖丁を抜いて右手に持つたまゝびたりと鯨の背に抱き附いてゐる。若し自分の身體に網が巻きついて來たならば、切り拂ふ事が出来る様に庖丁を抜いてゐるのです。然し網は矢鱈には切らぬといひます。若し網の大事な部分でも切つて了へば、鯨を逸する恐れがあるからです。鯨は下の口を切る時には狂奔するが、上の口を切る時には既に麻痺してゐる故か、割合におだやかであるといひます。かうして上下の口を切つた



ならば、夫々の切口に一本宛の腕を入れ、肉を剝いで鯨體内に兩切口を貫通させる。以上の作業を「手形を切る」といひます。手形を切る時コクリ／＼とうなづく鯨は沈んで再び浮び揚らぬ故、かゝる場合には、羽指は仕事を断念して自分丈け浮び上つて來ると云ひます。又鯨があまり深く海中に没入すると四方が暗くなる相で、斯んな時には庖丁を眞直に鯨の軀に突き差し脊骨へ切先をさわらせると、鯨は驚いて必ず海面へ急に浮び出る。かゝる場合には羽指はよく五六間先の海中へ抛り出されるといひます。此の様に危険な仕事故、沖配は羽指が海に飛び

込み鯨と共に沈んだならば自ら一息つき、息をつめ、二息ついて息をつめ、更に三息つく。此の間に沈んだ羽指が浮び上らぬ時には、別の羽指に命令して更に飛び込ませるといふ。手形切が終ると入れがはりに持双羽指が綱を持つて飛び込んで、貫通された切口にその綱を通し、解けない様に結んで来る。一つの切口に五・六本も手形綱を結びます。

此の時既に二艘の持双船は、持双柱を夫々櫓に組んで待つてゐます。鯨軀に結んだ手形綱を沖配が試験して、大丈夫と見たならば鯨軀を曳いて兩持双船の間に入れ、持双柱に縛しつけるのです。縛しつけて最早逸する恐れなしと見た時、懸命になつて鯨の脇腹即ち心臓目懸けて剣を打ち込む。此の時鮮血淋漓として奔出し附近一帯の海水が赤變する。この剣を打つ事によつて完全に鯨を仕留るのであります。

かくして鯨を完全に捕獲し得たならば、白船、赤船、納屋船の三艘が大印をあげます。此の時下位六艘の勢子船が鯨のはなの廻の皮（潮吹より上の頭の皮）を切り取る。これが下位六艘の賞となるのであつて、これは交代に一艘宛で貰ひます。それが終ると鯨を曳いて陸岸に向ふのですが、持双船の前を赤船が二列になつて曳き、その前を更に同様にして青船が曳く。白船、赤船、納屋船等は持双船を左右後方から取り圍む。かくて隊伍整々、「ヒヨイヨ、イヤイヤイヤ」と櫓聲と櫓拍子そろへて納屋前へ漕ぎつけるのであります。

尙鯨は雌雄の愛情濃かなるものがあり、就中座頭鯨はその尤たるものであります。時には雌雄の鯨が兒を中に夾んで三匹仲よく游戈して來ることがあります。これを「夾み兒」といひます。此の場合には、捕鯨者は先づそ

の兒鯨を先に捕獲します。さうすると親鯨殊に雌鯨は兒の情愛にひかされてその場を去りやらずに悲しんでゐるのです。そこを見込んで又其雌鯨を仕留めるのであります。

六 注 進

納屋船、白船、赤船の三艘が大印を立てたのを見ると、山見小舎では今迄立て、置いた通鯨の合圖を取り除く。そして次の鯨の來游を又見張つてゐるのであります。室戸及窪津漁場では、會社の事務所が直ぐ近くにあるから沖の大印を見ると同時に、事務所の門の左右へ二本の大印を立てますが三津漁場では會社が漁場と離れてゐるので、捕鯨の際には本山見から會社へ注進が出ます。注進は先づ、一の鉦を投じたのを見た時出す。これをお義理注進といひます。次に沖に大印の上げられた時本注進が出る。注進は陸路山を越えて疾走する。そして室戸の町へ入ると鯨一頭の時は片肌をぬぎ、二頭以上の時は兩肌をぬぎ、「注進じやえ〜」と大聲に呼はり乍ら會社へかけ込みます。かうして、誰かがどんな働をしたか、鯨が何匹捕れたかを注進するのであります。紀州捕鯨の注進は芝居の注進宜しく、重役連中の前で捕鯨の状況を身振り手振り聲色雜りで言上したと云ふことです。併し室戸では紀州程の事はなかつた様であります。會社ではお義理注進を聞いてから準備をする。それから本注進が來てから會社の門に印を二本立てます。

七 解

(寫眞第八一九圖)

岸近くに曳かれた鯨は、先づ頭部を沖に尾部を陸岸の方に向きをかへる。鯨をあげる場所を老人等はお場所とも云ひました。こゝで解剖や販賣等が行はれる。此の場所へは商人は羽織とタツツケをはかなければ行けなかつたのです。扱鯨が着くと魚切親爺が間棹を以て鯨の尺を計る。鹽吹から尾の付根迄の間を計るのであります。窪津の話では、七尋八尋の大物の場合はを買はんと思ふ商人は、魚切親爺に賄を送つて指しを縮めて貰つたこともあると云ひます。即ち指しを縮めるとそれに従つて他の商人が入札する。これに對して賄した商人は割合に高く入札するから落札することが出来るのであります。さて尺とりが済むと、七十人位の魚切が愈々解剖にかゝる。解剖の順序は尾の方から始つて次第に頭の方へ及んでゆく。先づ尾鰭の兩方を落し、次に地蔵を車に切り、更に二の腰を落し、進んで中車、ぜんだいに及ぶ。ぜんだいには臟腑があります。最後に頭部に至り、これが上部がまちと下部はしとに切り分けられる。大きい鯨は車に切り乍り骨に沿ふて縦にも切り放つ。切り放したものは皮を下にし、切口を上にして轆轤にて岡に引きあげる。津呂組では魚切りは鯨を切り放ち乍らその背の上で味噌汁を食ひました。之は水中に漬つてゐて身體が冷却するから、それを防ぐ爲に食ふのですが、それと同時に空になつた鍋の中に鯨肉を入れて持たせて歸します。それが魚切の私得となるのです。一度に十一十二貫位持つて歸るといふ。これを大きい鯨では三回位繰り返したと云ひます。浮津組ではこんな事はなかつた様であります。鯨體

部分の名稱には赤身、黒皮、うね(頰の所)、さえどり(舌)、百尋(大腸)、豆わた(小腸)、ふく(心臓)、いかわた、筋、骨等がある。肝のみは血の關係からか食用にはならぬといひました。皮肉は大體大切りにしたものを亦適度に切る。適度に切つたものは濱に置き、小切れの肉や臟腑は魚場と稱する圍場に運び入れる。筋は筋納屋に運び、骨は鋸や手斧等で魚切が碎いて油納屋に運ぶ。此等のものゝ運搬や轆轤卷には、室戸では部落附近の村民を多く使つたが、窪津の場合には同じく村民を輪番で雇つたのであります。又室戸の場合には之等の人々の女房連中が解剖場に来り、胸位迄水中に入つて鯨肉を手でむしり取り又拾ひとつて歸つた。此の様な時には取締人夫が青竹を以て、疵のつかぬ程度に打擲したといふ事です。

八 會社の販賣

小切れの皮や肉、及び臟腑等は魚場と稱する圍のある所に置き、又大切れのものは一斤(十二貫である)を單位として見積で賣買するのであるから、そのまゝ濱に置きました。販賣方法は小切れは口賣であり、大切れは入札によつて販賣したのです。入札することを株立てと賣ると云ひました。入札する前に、會社では鯨の背皮を百貳拾匁煎つて出でし油を量る。これが一合五匁出たとすれば、拾貳貫一斤にて一斗五升の油が出る事となる故、捕鯨揭示場へ一斗五升垂れと揭示する。二斗垂れ位が最上品で、一斗五升垂れ位が普通の肥満程度の鯨であります。商人は鯨軀を見ずとも、尺度と上記の油垂れ程度(縦垂れ)で鯨の姿を相像する事が出来た相です。扱入札の方法

は先づ會社の方で敷札を入れ、入札の價格がそれに及ばぬ場合は再入札をやらす、その開きを商人に出させ商人と會社との協定の商人に賣つたのです。入札の開札は即時行ふ。商人が會社への代金支拂期間は廿日目です。小切れの販賣に於ては會社の者が現場に立ち會ひます。之を賣人といひました。賣人は高い所へ座席を占め、その下の方に買人が肉や臟腑を取り巻いてゐる。八圓とか十圓とか一齊に口々に云ふ。賣人は買手の内から、これと思ふ者を認めて上から手を叩いて指名する。必ずしも高値を云ふ者にばかりは落さぬ。依怙最良も行はれたらしいので、その爲買人が賄を使つた話も聞きました。又後に述べる様に羽指等もその所得の皮をまとめて此處で賣つたのです。

九 商人

商人には仲買人（普通に鯨商人といふ）と、小賣人（普通小賣物商人といふ）とがあります。仲買人は昔から數が一定してゐて、浮津組は六十八人ありました。商人札を作製して此等商人に手交してあつて、その身分を證明した（寫眞第一〇―一三圖）のでありますが、又此の商人札には古來次の如き特典がありました。即ち此の商人札を有する者は、捕鯨經營者から漁獲金高の百分の三を配當せられるといふ権利を持つてゐる。それ故此の札は一種の財産となり、賣買、讓渡、質入等の利便を得、明治末期に至る迄良田約一反歩の價格を維持してゐたと云ひます。此等商人は五人で一組となり、入札によつて鯨の肉や皮を買ふのです。此の五人は連帯の責任を負ひ、更に又仲買人六十八人が結局

に於て連帯責任を負ふといふ仕組みです。そして年々年行司を二人宛選舉して事務を取扱はしめたから、代金の滯納などはなかつたといひます。五人が連帯責任を負ふといふ制度は五人組制度の影響ではないかと思ひます。小賣物商人は仲買人の保證によつて商人になることが出来ました。これにも年行司があつたのです。仲買人にして、小賣物商人にして、何れも室戸の土地の者です。津呂にも鯨組があり、従つて鯨商人もゐたが、然しその商人數の半分は室戸の人々であつて、残り半分が津呂の地の商人であつたのです。室戸には鯨商人も多かつた譯であります。又浮津組が窪津に出張する場合には、鯨商人も共に出張し、商人小舎を建て、漁期中そこに起居してゐました。窪津の土地の者で鯨商人であつたものは二・三人にしか過ぎなかつたといふ事です。

一〇 會社の鯨處理

鯨の肉や皮、臟腑等は商人に賣つて了ひますが、骨や筋は會社で始末します。骨は細かに碎いて油納屋に運ぶ。油納屋は二間に三間半位の工場であつて、鯨場の圍の内部にあるのです。尤も窪津の話では此の工場は年々建て、又鯨場引あげの時には壊してゆくといふ程度の、極めて簡單なものであつたらしい。油煮釜は徑三尺位の平釜で、五枚位あつたといひます。製油法は先づ魚切が骨を細かく碎く。これを海水と共に釜に入れて火をたく。二時間位すると油は上に浮く。それを汲んで直ちに樽に入れる。賣る場合には罐につめる。骨の油は澄んでゐたので、冷し釜は使用しなかつたといふ事です。此の仕事は魚切連中がやつたのです。燃料には附近農村からコロ

松を買ふて來ました。窪津では此の油は、會社が漁場引あげの時入札等の方法によつて商人に賣却しました。商人は鯨組が場所引あげの後迄残つてゐて、これを主として馬關の方へ輸送したのです。油をとつた後の骨粕は九州地方へ移出されました。肥料になつたのです。油を入れる樽はゴマ樽と云つて、普通の四斗樽よりやゝ大きく、中に紙が貼つてあつた。罎は舊捕鯨業の終末近くなつて使用し出しました。窪津の場合、樽や罎は窪津の倉庫に置いたり、或は室戸の方から運んで來たりしたのです。

筋は主として鯨の腰のまはりにあり、これに平筋と丸筋とがあります。眞甲鯨には頭の皮の下に縦横に存してゐます。筋の製法は、先づ清洗して後鹽漬となし、それを更に乾燥させるのです。これは筋師がやるのですが、筋師はその爲夏も多忙でありました。鹽筋の利用方法は薄く切り熱湯を二・三回かけ、それをその儘食す事も出来るし、或はそれに味をつけて食ふてもよい。又筋で御祝儀ののしを形造つて、大阪方面へ出した事もあると聞きました。油の利用法は後に一括して述べます。

一 商人の手による鯨油、鯨皮の製造

鯨油の製造は鯨の水産製造として最も主なるものであり、更に又製造と云ひ得るとすれば皮の鹽漬もこれに數へられますが之等は商人によつて處理されました。

今日では皮の使用は油に六分、鹽漬が四分であります。但し背美鯨の皮丈は全部鹽漬にします。油をとる部

分と鹽漬にする部分とは、油の値段の如何によつて多少の動きがあります。昔は鹽漬にした方が多かつた様です。先づ鯨の皮の厚さから見ますと、次の如くです。

	皮の厚	體長
背美	七寸—一尺三寸	五〇尺—六〇尺
白長須	三寸—五寸	七五尺—一二〇尺
能會(長須)	三寸—五寸	六〇尺—七〇尺
座頭	四寸—六寸	四〇尺—六〇尺
鰭鯨	二寸—四寸	二七尺—五〇尺
小鯨	二寸—五寸	一五尺—三〇尺
眞甲	三寸—五寸	二七尺—八〇尺

商人の製油工場は浮津組では共同で一ヶ所ありました。大きさは會社の工場と略同様であり、釜数は數枚と云ふ程度で、場所は浮津と窪津との間を流れて居る小川の河邊にありました。一本の鯨の皮は三日間もかゝれば採油されて了ふ故、商人が個人々々で釜納屋を持つといふ事は不經濟であつたらしいのです。尤もノールウエー式捕鯨業になつてからは、商人が銘々で二・三枚の釜をもつて製油事業を始めた者も二・三名はありましたが、結果はたいした事はなかつたらしい。採油方法は會社の場合と大差ありません。唯皮を原料とする場合には冷し釜

を必要としました。冷し釜は油を冷却しつゝ不純物を沈澱せしめて除去する爲に用ひます。油をとつた残滓である煎粕は食料としました。主として舌(さえどり)から取つたものが煎粕として上等のもので、大阪靱中ノ橋島崎豊雄氏は煎粕専門の間屋であり、煎粕は關東煮に多く用ひられました。

鹽漬皮は皮を一尺二寸位と三寸位との短冊形のものに切つた鹽漬の皮で、これは皮にたわしで鹽を摺り込んで造るのです。鹽漬皮の内腹皮を原料にしたものは、六月頃下ノ關の方面へ運搬して九州方面にて販賣され、その爲下ノ關には鹽漬皮専門の間屋として福島千三其の他一・二軒がありました。又横皮を原料とした分は新潟、秋田方面へ出た。鹽皮の利用法は先づ小さく碁盤目に切り、數回熱湯をかけ、煮て或は汁に入れて喰べます。窪津での話では、こゝでは皮は油の原料とするよりも鹽漬にする方が多く、これを三月迄蓄へて置く。そして鯨組が引きあげて後商人はこれを馬關へ輸送したと云ひます。

次に小賣商人ですが、小賣商人も油を探りました。小切れの皮や臟腑から採るのです。仕掛は普通の釜を利用した。舌から採つた油はさえどりの油といつて、冬でも凍らず、又濁りもせず、極上のものでありました。

仲買人でも小賣商人でも、その採つた油は普通燈用の爲に賣りました。從來の行燈に入れて燈心を浸し、種油を用ふると變りありません。除蟲用にも多く用ひられたが、これは西國の方が多かつたと云ひます。又舊藩時代には武器にも塗りましたが恐らく銷止めの爲でもありましたらう。従つて油は高知から馬關の方にかけて多く輸送されました。當時四斗入一樽二十圓前後であつたと思ひます。尙鯨油の品質を全體に就て云へば、極上が舌油

(さえどり油)、次に皮油、骨油及び臟腑油の順です。

又鯨肉の鹽漬も製造されました。之れも下ノ關の方へ出た様です。利用法は薄く切つて焼いて食ふのです。

一二 鮮肉皮の販賣

次に商人が會社から買ふた生鮮の肉皮の販賣に就いて述べて見ます。

仲買人は前年の秋冬から、翌年の正月頃迄に買ふた生皮や生肉は、兵庫及大阪方面に向けるのです。生皮の値段は當時一斤(十二貫目)が六圓から十三圓位であり、生肉は十貫目に付上肉三百五〇圓から下肉一圓五拾錢位でありました。値段のかゝる開きは、第一、鯨の種類によつて異なります。例へば座頭や背美の肉は上等で値が高い。次に一頭の鯨について見ても、部分により肉の種類が四十八通りにも分けられ、それに従つて値段が異つて來ます。更に又時の相場によることは勿論であります。それで一・五圓位の肉は、相場の安い時でもありませんが、又肉質の悪い所、即ち骨に附着してゐるものを削り取つた様な所の値段であります。これに對し、背美や座頭の首の附根の肉、白長須の腰肉などは上等で、就中、鯨體の内によく運動の行はれてゐる部分の肉がよい様でした。以上の生皮や生肉は、鯨商人が所有する鯨五十集に積んで兵庫大阪方面へ運搬するのです。大阪に向くものは座頭や背美の良質の肉であるが、兵庫で賣られるものは胸腹等の肉であつて、大阪向の残りです。然し何れにしても鯨五十集が土佐から出て最初に着くべき場所は兵庫であります。そして大阪に賣るか兵庫に賣るかを、

決定するのも亦兵庫に鯨五十集が到着してからであります。此の爲に鯨五十集の兵庫到着が問題となるのであつて、俗にこれを兵庫の番取りと稱して古來有名であるから、これについては項を別にして述べることにします。さて一月が過ぎると皮も肉も値が下る。それで仲買人は、一月過には生皮を鹽漬にする者多く、生肉は高知を中心にして販賣されるものが多かつた様です。

以上は仲買人についての話であります。次に小賣物商人について見ると、小賣物商人は、油をとつた後の臍物や、或は小切の肉を附近の部落や高知邊迄商ひに行きます。附近村民の曳く馬の背を借りたり、或は數人共同して小職の漁船を賃借りしたりして行く事もあります。彼等が附近の百姓に賣る時には、一と先づ米麥と物々交換をして、そして、得たる米麥を室戸部落の米屋へ持參して金錢にかへて貰つた様です。

臍物は九州方面では非常に尊重されました。

一三 鯨五十集

仲買人は、製造に供しない生皮や、又大部分の生肉は、其の儘か、或はざつと鹽を振りかけて、鯨五十集に積んで兵庫へ輸送しました。鯨五十集は仲買人中の數人が所有してゐたのです。前にも述べた様に、仲買人は五人宛一組となつてゐたのですが、それが一組或は二・三組宛更に一團となつてゐました。此の一團の中に鯨五十集を所有してゐる商人が一人宛位存在してゐた譯です。従つてその團に屬する商人は、その團中の五十集商人の船

に生肉を積まして貰つて兵庫へ輸送したのであります。窪津在漁の場合など、若し或仲買人が何かの事情の爲窪津へ出張し得ない時には、その商人の屬する團の五十集を所有してゐる仲買人が一切の權利を帯びて代つて入札をしました。それが落札したならば、權利を帯びた仲買人が一切を引き請けるのであると云ひます。五十集船は、窪津在漁の時には五里東にある下の加江に船を繋いで置きました。

會社も五十集を所有してゐました。浮津在漁の時など、鯨の値が餘り安い時には會社自らがこれを買ひ取つて兵庫へ送つた事もあつたと云ひます。

當時の五十集の大きさは如何位であつたかと云ふと、五十集水夫であつた室戸の黒田龜太郎氏の話では、明治廿年頃には四十石積位のもが三艘其の他合せて六艘、明治廿九年頃にはこれが二艘となつて了つたさうです。全體から見ると、四十石積から最大のもので百五十石積位、普通は七・八十石積であつたと云ひます。

五十集の常乗は三人であり、臨時に一人餘分に乘せる事もありました。外に上乗り船頭がゐます。これは商店直屬の者であつて、これが商取引をするのです。

常乗の席次は、

親爺（四〇―五〇才）、中老（三十二・三才）、若い者（二〇才前後）

常乗は航海賃を一航海に四圓（當時としては米二俵）を貰ひ、親爺も給料は同様でした。常乗りは年中船の守をしてゐる義務があつて、航海しない期間は船番しながら漁業をしてゐたといひます。が但しその期間はほんの短い

間でした。なぜかといふに春迄大阪の方へ鯨の身や皮を輸送するが、うね皮と油のない皮(鹽漬皮)とは七月頃迄かゝつて馬關へ運搬しなければならなかつたし、それから秋になれば又鯨漁が始まる。と云つた工合で五十集の休航期間は短かつたのです。常乗は給料の外に賞與を貰ひました。仕切金の二厘を船主が呉れましたが、親爺はこれを四等分し、その内二分自分であつて他を平等に中老と若い者に分配しました。

五十集の實際の商取引は上乘船頭がするのであつて、従つて相場の如何などは常乗には判らなかつたと云ひます。航海は阪神方面へは、十一月、十二月の二ヶ月間に三回もすれば上出来の方であつて、會社ではお祝をする程であつたさうです。

一四 番取り

番取りとは、端的に云ふなら、鯨五十集が相互に兵庫へ先着を競ひ、先着した船がその積荷である鯨肉を販賣して了はぬうちは、後着の船の荷は陸上げが出来ないといふ規約を設け、此の規約の下に相互にその番の取り合ひを競争するのであります。競争の決勝點は、兵庫の宮前町油井家でありました。従つて番取りの競争は海上の船のみでなく、船から陸路を油井家に到る迄続けられた譯です。此の番取りの様子はあつた次如くです。

鯨を仕入れたら、番取船の乗組員は親兄弟とも叩き合はんばかりの勢で、殺氣立つて來ます。一度鯨肉を船に積み込んだならば、たとへ天氣が悪くとも港を出られる限り出帆する。凡そ鯨肉は重量あるものであるから、船

艀に積込む時は底荷となる。従つて假令荒天の日でも帆走する事が割合容易であります。若し又、怒濤の爲船の外板に損傷を受けたとしても、積荷の鯨肉で却て海水の浸入を防ぎ、上部より入る海水は鯨肉の表面にのみ溜る故汲み取りをなして船體の沈没を防ぐ事が出来るのです。それ故天氣の悪くなるのを見越しても出港します。向ふ風ならば、風を逆に利用して帆を開いたり、或は櫓を押ししたりして船を進める。順風ならば申分はない。船員の服装はねちり袖で丈が腰迄の短い着物を着、その下へは爺婆々の着古しの木綿ものをまとひ、足には紺のハツチをはく。唯そのみを着たきりであります。いくら濡れても着かへる事は出来ぬし、又いくら着かへても直ぐ濡れて了ふから着換へないのです。順の西風ならば船は兵庫へ直航します。大抵の場合は明石か垂水邊へ船をつけます。番取りの使者は常乗りの若い者であつて、はしぶねで下りる。夜ならば藁松明を提げて下船する。必ず身につけるものは船名と船主の定紋の入つた鉢提灯です。これを提げ、間道から間道と、出来る丈け近か道を選んで汽車の停車場へ疾走する。時恰も舊曆十一月より翌年一・二月迄の頃にして寒氣骨を刺す時期です。使者は唯間道のみを疾走する故、川に達しても橋梁迄迂廻せず、直に河中に躍入つて泳ぎ渡り、水田に至れば膝を沒する泥土の中を物ともせず走り横切る。此の異様の風體を警使に誰何せられる事も一再ではありません。が其の時には携帯の提灯を示し乍ら疾走を繼續する。すると警使も土佐の番取りなるを知つて自由に通過せしめるのです。かくて停車場へ到着する。時間の都合がよければ直ちに汽車に乗る。若しその都合の悪い時には人力車を頼み、而もそれを二人曳にする。途中、例へば林田區の入口邊に他船の番取りの使者が見えたりすると、車夫に一

圓ばかり餘分に車代をはづんで馬力を出させるのです。かうして決勝點である宮前町の油井家へ馳け込む。二艘の船が、同時に同所に着岸した場合の如きは、問題が更に大きくなります。船から下りると同時に兩方の番取りの使者は、相手をやらせまいとして四つに組む。此の様な時には、智略ある船頭は最初に下船させる者に力の強い普通の舸子を以てし、これが相手の使者と取組んでゐる間に本當の使者を走らすといひます。又油井家の前で二人の使者が同時に出合つた時も事面倒です。此の場合にも相手をやるまいとして取組合が初まるが、手拭でも提灯でも何でも自分の船の印のあるものを先に油井家の店先に投げた方が勝つたといひます。

扱、番取りの結果油井家の店に先着した方の船が、兵庫なり、大阪なり、勝手の方の販路を占取して了ふのであります。が兵庫の番取りの外に尙大阪の番取りがあるのです。此の番取りにも勝てば、兵庫、大阪の兩方の販路を占取する事が出来ます。その方法は、油井の店へ先着して勝を制した使者が、他の使者に見付からぬ様にちよる船に俯伏してかくれ、態々遠廻りなどして沖へ出る。そして自分の五十集が来たならば、これにちよる船をくゝり付けて自分は本船に登る。かうして他の番取船の使者に捉らなければ大阪の番取りにも勝つた譯であつて兵庫及び大阪兩方の販路を占取する事が出来たのであります。然しもし遅れて来た方の使者に捉へられ「大阪は賣らせぬ」と云はれると、大阪賣込の権利は失はれて了ふのです。此の場合先着の方が好む販路をとり、一方を次着の方に譲る。又油井の店に二人の使者が一足違ひで入つた場合にも、二人は妥協して、先着の方が好む方をとり、残りを他に譲ることもあるのです。此の場合二人は仲よく油井家の炬燵に差し向ひで入つて、本船の到着

を待つてゐます。油井家では十一月以後は、不斷に一人前の裝束は炬燵にあたまめて置くし、湯も亦大釜に沸かして置くといふことです。

番取りの使者である若い者は、又不斷に兵庫の道を検査してゐました。

一五 鯨五十集の販賣

油井伊之助氏の話を基にして、鯨五十集の販賣について述べて見ます。

明治維新以前には番取りはなく、勝手に賣つたものであると云ひます。幕末には捕鯨業が藩主山内侯の直營であり且又販賣の方にも嚴重な統制を加へたのですから、別に競争はなかつたのかも知れません。油井家ではその當時から鯨組の世話をしてゐたが、それは主として鯨組の下り荷の買物問屋としてありました。

明治初年捕鯨組が會社組織になり、鯨五十集が各々競り合つて鯨の値段が崩落したので、それを防ぐ爲鯨組から油井の家に番取りの宿を頼んだといふ事です。油井家の方でも下り荷の世話だけでは生活に困つてゐたので、番取りの宿を引きうけ販賣の世話をして口錢を貰ふ様になつたのです。番取り以前には、油井家では鯨の口錢を貰つてはゐなかつたのです。

鯨五十集は四十石位の船が普通であつた。これに四・五人乗つてゐる。船はのどじろ(舳の所が山内家の印に塗つてある)で、頑丈に出来てゐました。番取りは舊十一月から二月頃迄の四ヶ月間です。が舊正月十日が過ると肉の

値段がすつと安くなるので、兵庫に運搬する肉の量が少くなり、従つて番取りの最も激しいのは正月頃迄です。鯨肉は大きく切つたまゝ鹽をさつと振りかけて來ました。番取りの結果、一番をとつたものが鯨肉販賣の場所（兵庫か大阪か）と販賣の日とを先取するのです。番取人が更に茶船に乗つて、他の番取人に見つからぬ様に自分の鯨五十集に乗つて了ふと、兵庫大阪の兩方の販賣を先取り出來ました。

扱番取りの結果、一・二・三等が決すれば、最初の日一番船が大阪なら大阪で販賣し、次の日二番船が兵庫で販賣し、又次の日に三番船が賣るといふ様になるのです。賣る番に當らぬ船は神戸の新川へ入つて、商人に見られぬ様に蔭れてゐたと云ひます。

一隻の船の肉は大抵一日で賣れたと云ひます。大阪に運搬する場合には上荷船を頼んで肉を運びました。本船はそのまゝ兵庫に居るのです。上荷船は安治川のものに限つてゐて、鯨五十集の來る時期になると兵庫の新川に入つて荷待ちしてゐました。一隻の賃料は普通五圓位であり、大きいのは七圓位であつた様です。

油井家では問屋と船頭との世話をする役目がありました。先づ鯨肉を濱に引きあげ、肉の上・中・下を分ち、それ等を夫々十貫目―二十貫目位に積む。一隻の船で百斤位あげたといふ事です。積んだ肉を夫々品質に應じて油井方で價格を見積り、船頭にコレ／＼では如何と相談します。それに對し船頭が諾否を返答するのです。かくの如く大體の見積りをなし、買手からつけ込まれる事を防いで、それから問屋に販賣を依頼します。販賣の方法は競賣です。これを買ふ商人は相物仲買商であつて、數は一定してゐて十軒位であつたといふ事です。問屋の名は

吉田甚兵衛と云ひました。尤も後には問屋にも盛衰があつて、異つた家でもやつた様です。

油井家では右の様な仕事をして、鯨五十集からも問屋の方からも、兩方から口錢を貰つたのです。平均賣上の一步位を双方から貰つたといふ話です。そしてそれは漁期終了後纏めて貰ひに行つた様です。以上は兵庫の話ですが、當時大阪には靱に鯨問屋があり、西成屋、敷屋の二軒が是れでした。然し油井方では大阪の問屋とは上記の様な關係はなかつた様です。従つて大阪の鯨仲買商人とも關係はなかつたでせう。次に商人の符牒を書いて置きます。

兵庫の符牒

一二三四五六七八九十

アサマロワタチニケリ

大阪の符牒

一二三四五六七八九

カイフポリシキヤ丁

問屋の方では鯨代金は現金で鯨五十集に支拂ひました。但し問屋が仲買商から集金するのは月末です。問屋口錢は賣上げの五歩であつて、これは大阪、兵庫共に同様であつたと云ひます。

鯨肉は兵庫でも大阪でも消費者に對しては小賣商人が賣りました。が土地だけでは全部の肉や皮が賣り切れるものではないので、やゝ質の悪い肉は丹波から中國の岡山方面へ送つたといふ事です。殊に大阪では買ひ入れた肉の半分は中國地方へ輸送しました。尤も大阪にゆく肉の量は兵庫に止るものゝ倍以上もあつたのです。

肉の値段は、兵庫では上肉一斤五十圓した時が最高であつて、小賣で百目七十錢位、同じく品質の悪い所で十

五錢位の時もあつたといふ事でした。大阪へは上肉がゆくが、普通一斤百圓位したと云ひます。

鯨肉は紀州の方からも兵庫方面へ來ました。此の場合には吉田甚兵衛方で賣り捌いたのでありますが、番取りなどはなかつた様です。紀州の鯨肉の爲、土佐のその値段が下つたので、土佐の方で苦情を申出た事があつたと云ひます。又土佐の鯨肉もやゝ質の悪いものは、紀州の方が漁況で不振なる時には、その方へも廻送した様であります。鯨油は兵庫では始末しなかつたといひます。大阪には油問屋があつたといふが、大した事はなかつたらしい話です。

一六 鯨五十集の下り荷

鯨五十集の下りは緩りて、風の都合が悪ければ三・四日も兵庫で遊び、また淡路の由良で日和を見る事もありました。此の下り船に、油井家では下り荷の賣り付けをしました。荷は米が一番多く、雜品はシノマキ、ソウメン、鹽等であり、其の他にタビ、下駄等迄もあつたさうです。米は兵庫には全國のものが集つて來てゐたので、積むには都合がよかつたのです。普通の船で二・三十石位積んだといひます。尙捕鯨會社等が米を多量に買ふ場合には、會社の五十集が何回も別來て積んで歸つたと云ひます。その店は瓜谷卵平といひます。シノマキは播州ものであつて、磯野町田中喜兵衛方の店で賣つたさうです。此處の品物は宮印のシノマキと云つて有名であつたのです。ソウメンは大工町の樽井惣兵衛方で賣りました。鹽は播州的（下ガ）形のもものが鯨肉に最適であるといふの

で、兵庫に來てゐる同地方の鹽船から買つて積みました。六貫俵にして二百俵位は積んだといひます。是等の品物の積み入れには、油井の店からするのではなく、直接夫々の商店からしました。油井家では此等の店からも口錢をとつたといふ事です。タビや下駄は僅かでありました。尙以上の品物は船頭が國の方から個人や商店、會社等の注文をうけて來て積み下ろすのです。大阪の下り荷は堀江の津田勘で始末したといふ事です。

尙、鯨五十集は鯨漁期が終ると鯨節を積んで來たものの中にはありません。鯨場所附近で漁獲した鯨を以て製したものであります。此の鯨節五十集の下り荷（品物は前同様）も油井家で世話をしたと云ひます。

一七 鯨組の分配

鯨組は會社組織であるから、經營上の損益は會社自體が負擔すべきであつて、單なる乗組員は原則として損益に直接關係がない譯であります。

さて鯨組の水夫は、羽指も八丁も區別なく平等に、年の暮に米を三俵宛貰ひます。水夫はこれを越年米（フツネマイ）とも呼んでゐるし、又知行とも云つてゐました。此の知行取りは室戸の町に三百人位ゐたのです。知行の外に日に一升扶持を貰つてゐました。船に乗り組んでゐる時の食料は此の一升扶持の中から出るのであります。これは十日目毎に渡されました。兩方合して日に一升五合位であつたと云ひます。

會社の方では水夫の家庭に對し、その主人が死んだ場合でも男の子供があればこれに一人前分を與へました。

それ故死んで女ばかりの家庭では、早く男子を養子に貰ふ習慣がありました。

以上の外に、水夫一同に對し鯨一頭につき菜の魚として五・六斤の肉を呉れました。これは共同で賣つて、越年前に水夫が平等に分配しました。

勢子羽指には、此の外に色々の菜が與へられます。先づ手形の所の肉(多くは腹部)を貰ひ、それを一人に二貫目宛位わけ、残りは賣つて羽指仲間の費用とします。又尾羽の厚い所を眞四角に切つて分配します。これは岡で役員の検査をうけてから分配するのです。勝負皮は矢張り此の羽指仲間が貰ひます。各々三尺、二尺、一尺平方の皮です。外に突羽指に廻り皮があり、下六艘の羽指にハナの廻り(潮吹より上部)の皮が順番に與へられます。

一番釣の船頭は皮二尺を貰ひ、突鯨の場合には、一、二、三番釣迄の羽指が夫々賞として皮を貰へるのです。山見には最初に見つけた者に目の皮といつて、十圓位の價格の皮をくれました。

船大工、鍛冶屋、樽屋等の陸上人夫には賃銀(貨幣)を遣しました。

船で使用する薪などは五日目毎に貰つたのです。米は前述の如く十日目毎。食ひ餘つた米は米屋等に持つて行つて貨幣にかへて貰ひ、それを水夫が分配したと云ひます。

水夫は上役に對しては一般におだやかでした。上役に對し不穩の態度をとると免職される恐れがあつた故であると云ひます。

一八 夏替へ

漁期が終了すると漁具、漁船の修繕等が始まります。それは室戸の鯨場で夏期中に行はれます。窪津在漁の時でも漁期が終れば鯨組は浮津に引きあげて來ます。鯨組の人々は皆室戸の人々でありますから窪津出漁に際しても一切の準備は室戸でなしてゆく。従つて夏期の仕事は室戸の漁場で行ふのです。

夏がへとは夏期に於ける此の修繕をいふのです。納屋夫、日雇等が主になつて行ふ。水夫は鯨漁の終了と同時に自家の稼業に出精します。或は鰹釣漁に、或は小釣漁に出かけ、秋期鯨漁の始まる迄かうして暮します。従つて鯨場には水夫は居らず、漁具漁船の修繕に必要な人々のみが詰めます。先づ大工が三・四十人雇はれます。當時は船大工家大工の區別がなく、室戸の大工は夏期は總て鯨納屋に仕事に來ました。大工の仕事は年々新造船を二・三艘建造する事と、破損した船の修繕とでした。それから網苧をなふ爲に女が百―二百人臨時に雇ひ入れられます。沖方の嫁や女房等であります。これに納屋夫、日雇等が混じて主になつてゐるのです。食事や休憩等には法螺貝を吹いて合圖としました。女人夫の日給は米であつて、麻苧一貫目に付玄米七合以上品々によつては九合迄を支給しました。鯨網は年々四分一乃至五分一位迄新網を入れ、古い網を順に除いてゆくのであるから大變な仕事でありました。苧は年々一九十二貫目入のもの二百九位を廣島から買ひ付けました。船板は附近の吉良川邊から出る木を用ひました。

一九 捕獲數

會社の經營狀態は當時若かつた我々にはよく判明しませなんだ。此處には唯捕獲數について聞いた所を書いて置きます。捕獲數と云つても、勿論年々のものを克明に覚えてゐる者はなく、唯最も多い年で四十七本とれたといふ事を聞いて覚えて居ります。そして多く捕れる種類の鯨は長須、座頭、鬮鯨であつて、上物の背美鯨は至つて少ないのでした。漁は水もので、殊に捕鯨業の如く賭博的性質の大なるものにあつては、經營者の一喜一憂は古老の「ぼくち」、「金山」、等といつたその口占によつて察するに難くありませんでした。

二〇 鯨供養

一般に漁業者は、他から見ると迷信深いと思はれる迄に神佛を信仰するものです。殊に鯨の如き大物を仕留る時に當つては、乗組の何人もその心動かさるはない爲であります。鯨が將に死に至らんとして荒れ狂ふ時、各船の羽指は一齊に「ジョウラク／＼」と唱へます。又それが息絶えんとする瞬間喉を「ゴロ／＼」と鳴らすものがあります。此の時も「ジョウラク／＼」と唱へました。

又室戸の中導寺には鯨供養の卒塔婆と位牌とがあります。(寫眞第一六一—一七圖)卒塔婆には

横に 南無多寶如來

前に 南無妙法蓮華經 鯨魚頓生菩提

横に 南無釋迦牟尼佛

とあります。尙此の卒塔婆は昭和九年の暴風雨で破壊されました。位牌には

表面に

南無釋迦牟尼有情非情法海平等

南無妙法蓮華經鯨魚供養

南無日蓮大菩薩一乘法雨率土充洽

裏面に

宮地氏捕鯨自寛政庚申至天保丁酉凡及一千因

爲其鑄鐘中導寺猶託餘讀誦妙經五十部

以設供養仰願鯨鯢速脫患苦疾證得

菩提乃至法界利益無窮

天保十一年庚子二月

涅槃忌神力山日凝替首鐵言

又同寺に梵鐘があり、其銘に

土佐室戸浮津組捕鯨實録

宮地左仲生來謂擬日餘爲捕鯨長久矣

自寛政庚申至今茲天保丁酉所獲之魚殆將一千矣

今春託中導寺住僧日祥讀誦妙經數十部

以設供養雖然心猶未安 因思余曾祖父元貞嘗

有鑄鐘施寺之志未果而沒余欲嗣其志可乎

擬嘆曰善哉生之志也 昔有一國王名鬪賦吒

以惡業故死而海中作一身千頭魚

劍輪廻注截其首 已死復蘇受苦如始

適有僧爲臂吒捷推 鬪王聞之苦痛頓停息

夫法器之威力如此 生今欲修善功德

一杵一響普徼法界奚獨千鯨萬億蠢動

同赴覺路矣

生欣然雇冶工鑄之鐘成銘曰

一口華鯨雷霆轟々萬里海鳴千仞山

驚羣蒙聞聲頓脫纏縈嗟宮地兄

家業世榮雖則殺生測隱真情鼓鑄出型

祖志全成余爲題銘永傳梵城

天保八年丁酉十月 天高山日擬銘撰

鐘落成供養主 宮地山中導寺

住持智精日祥

尙文中に宮地氏とあるは藩政時代の捕鯨業經營者のことであります。

又鯨を解剖した時、雌鯨から胎兒の出る事があります。其の時には洗米と清酒を供へて祭り、埋葬して七日間番人を附し發掘さるゝを防止したと云ひます。

二一 祝 宴

捕鯨組の祝宴も古來有名です。定例による祝宴は小宴及び大宴に分れます。

小宴

新造船瓦据

山見番の采造り

供養

土佐室戸浮津組捕鯨實録

右は係りの者だけを招いて祝宴する場合です。

大宴

船下し

初漁

初詣

一月二日乗初式

孕兒持の捕獲

背美鯨の捕獲

大漁祝ひ

右大祝宴に於ては總ての幹部を一堂に會して行ふのです。上席を占むるは役職員であつて、次で白船、赤船、納屋船、樽番船の羽指、それに續いて山見頭、解剖頭、其他勢子船、網船等の羽指全員、及び各役々の首腦者が規定の順位によつて着席します。總裁、先づ盃(寫眞第一八一—一九圖)を探り白船沖配に差します。白船は之を赤船に、以下順位に亘るのです。後各々自由に献酬にうつります。酌取りは壯年の男子ばかりであつて決して婦女は交へません。宴酣なるに至れば總裁は五合入、七合入、一升入の大盃を賜ふ。白船沖配は酒席の高潮に達した時刻を見計ひ、太鼓方に命令します。太鼓方は鞭を以て三回打つ。それを合圖に全員座を直し、酌取りは別室に下れば白船沖配の音頭に

つれて次に掲ぐる如き歌を唄ひます。或は一齊に双肩を脱ぎ、或は双手を舉げて相和し誠に勇壯にして且つ古雅の趣があります。唄ひ終れば全員一齊に退席して一人も残留するものがありません。だが一步門外に出れば此所彼所に酔つて倒れる者が夥しい。然し古來捕鯨邸内に於て倒れた者は一人もないといふ事です。之を以てしても如何に規律が嚴重であつたかを推知することが出来ませう。此の宴席に於ては流行唄は一切唄はないきまりでした。

捕鯨唄

一番

三國一ぢや兒持捕りました、でかしたくソリヤあすはでかした、大きなお背美を捕つた、嬉し目出度の思ふ事叶ふ「トツタリ、トモサデ末は鶴龜五葉の松

二番

重ね捕りする浮津浦組よ「イヤ、トツタリヤトモサデ親も捕り添へ兒も添へて

三番

今日も背美捕る「ア、ヨイソレーいよ明日も捕る「トツタリヤトモサデ明後日ちや旦那で金掛る
三國一ぢや兒持捕り済ました、でかしたく明日はでかした大きなお背美を捕つた

四番

組の榮は久方の兒持連れ魚日々に来て押寄せて寄せて突き捕る羽指水主、何時迄もく旦那榮える浦屋も賑ふ

浮津浦

日々の祝は久方の天の羽衣日々に来てうちかゝる、かゝる代は又鎌倉に何時迄もソレ／＼鐘も鳴る踊りも踊る鹿の子の御代は

(双方肩をぬぐ)

和歌の浦から戀れ来たかよ様嬉しや

諸共に重ね捕りする浮津組よ親も捕り添へ兒も添へて

前のろくろに綱くりはゑて「ソレゾエ大背美巻くの暇もない

五番

嬉し目出度の若松様よ「アオイソレ枝も榮える／＼葉も茂る枝もなよし枝もなよ「ソリヤさんかえる葉も茂る重ね捕りする浮津浦組よな親もよ「ソリヤ捕り添へ兒も添へて「ソリヤ親もよ「ソリヤ捕り添へ兒も添へて前のろくろに綱くりはゑてなお背美をよ「ソリヤ巻くの暇もない「ソリヤお背美をよ「ソリヤ巻くの暇もない

旦那様の鯨船「ソリヤ浮津の甚五郎が造りたやツキ揃背美の「ソリヤ兒持ツキ揃へ

旦那様のかぐらさん「ソリヤ如何なる日を見て掘つたやら巻き揃背美の兒持巻き揃へ

旦那様の油納家「ソリヤ如何なる日を見て建てたやら、ねり揃背美の「ソリヤ兒持ねり揃へ

縮緬／＼ひざや絆縮緬は浮津浦組よな「ソリヤ親も捕り添へ兒も添へて面白い「ソリヤ、ヨカロ、ソリヤ大背美は船に寄り掛る／＼

鉢巻／＼茜鉢巻浮津浦組よな「ソリヤ親も捕り添へ兒も添へて面白い「ソリヤ、ヨカロ、ソリヤ大背美は船に寄り掛る／＼

中の中のひよどりエイヤ、シヤン／＼

一國二國三國一ぢや兒持捕りすました

三國一ぢや兒持捕りすました

三國一ぢや兒持捕りすました

前記捕鯨歌は當地にては三國と云ひます。三國を唄ふ所要時間は約五十分を要する爲に前記の大宴に限つて唄ふのです。普通の宴席には「ヲカン節」及「ヘツコラシヨ節」を唄ひます。「ヲカン節」は前記三國に對し小歌と唱へます。

「ヲカン節」

嬉し目出度の若松様は枝も榮える葉も茂る

続け続けよ末迄続け末は鶴龜五葉の松

今日も捕る／＼いよ明日も捕る明後日旦那で金掛る

あすはよいぞえ沖迄ぢや、やらぬ前の網代で、もやい捕る

布にや火が立つ上み山にや招く前の網代で、もやい捕る「ヘツコラシヨ、クワシ、チヨケ、ナアー
前のろくろに綱くりはゑて大背美巻くのに暇もない「ヘツコラシヨ、クワシ、チヨケ、ナアー
熊野御岬を急げよ大背美土佐の室戸で突き留る「ヘツコラシヨ、クワシ、チヨケ、ナアー
山が見えたぞ捕鯨の前であれば鯨ちや山ちやない「ヘツコラシヨ、クワシ、チヨケ、ナアー
泣くな別れにやまだ夜は早い出船合圖にや鶏が鳴く「ヘツコラシヨ、クワシ、チヨケ、ナアー

正月二日乗初式

正月二日には乗初式があります。我神社沖に於て勢子船は順位に横隊に整列し、羽指は船首に立つて小持筋の
(寫眞第二〇圖)
手拭を左右に振つて乗初唄三番を唄ひます。

一番「嬉し目出度の若松様よ、枝も榮える葉も茂る」

二番「重ね捕りする浮津浦組よ、親も捕り添へ兒も添へて」

三番「前のろくろに綱くりはゑて、大背美巻のに暇もない」

それが終ると捕鯨場前迄競漕し來る。海濱には小豆飯にて背美鯨の形を造つたものを板の上に乗せて置きます。
各船の羽指が早鈴を以て是を突くのであるが、命中した者には、その船に對して酒一斗を賜はるといふ吉例であ
りました。

二二 鯨五十集の祝

鯨五十集も正月はお祝があります。

船員は正月のこしらへを整へ、又附近の船も集つて正月の壽をなします。午前三時には乗初めを行ひます。
艦には親爺が梶づかをととり、中乗りは胴の間邊に立ち、表にはこまをとこ(若者)が控へてゐます。そして次の
様な文句の遣りとりをします。

今日は天氣日柄もよし、つきすまろふの据りもよし、向ふに見ゆるは寶が島、寶が島へ寶を積みにははらうで
はござらぬか。それようござんしよう。さらばこれよりいかりに掛りましょう。

此處で錨を引揚る所作をなして、

やんらえ、(おもての人) とりーかぢ、(中にある人) とりーかぢ、やんらえ、(おもての人) おもーかぢ、(中にある人)

おもーかぢ、やんらえ、(おもての人) よーそろ、(中にある人) よーそろ、

乗初めの後朝祝にかゝります。餅を半紙に包み、それに五百兩とか、千兩とか書いて、こくらか何かで作つ
た定紋を抜いた財布に納め、前以て船に祭つて置いたものを朝早く船主の所へ持つて行くのです。船主の商賣が
繁昌し金銭が儲かる様にとの御祝であります。仲間の者より遅れて持つてゆくと船主に叱られたと云ひます。
五十集船乗りの家族は、亭主が沖に乗り出してゐる間は留守宅で蔭膳を据ゑると云ひます。

二三 水夫陸進の話

羽差 米澤 百合太郎 當六十四才

私は父が羽差で、伯父が皆羽差をして居りましたから、家計を考慮されて船へ乗るのは同年位の友人の中で一番遅く、十二歳の時に勢子船の大取付になりました。勢子船の子供は炊事夫、小取付、大取付、と乗つて居りますが、私は身體が太かつたから一足飛に大取付になり、一年して八丁櫓押になりました。十六才の時に、網船の長網を積んで居る船で（私等は唯單に長網と言ひます）夫れの振櫓押になり、十八才の時に赤紋の前脇櫓押となり、其翌年供櫓押になり、三年勤めて持双船の供櫓押になり、下櫓押を勤めました。

下櫓押は、羽差が手形を切れば夫れへ綱を附けに行く役と二役でした。夫れを二年勤めて持双船の羽指となり、三年勤めて勢子船の下から二番目の羽指になりました。其時が私の二十四歳の時で異例であるそうです。銃殺捕鯨が出来て廢業する時が三十一二歳で、赤舳の二番、つまり裸頭の次席迄出世して居りました。

羽差 宇賀良太郎 當六十七才

七歳の時鯨船に乗つて窪津へ行きました。其年は浮津組が窪津在番であつたのです。窪津へ行つても船に乗つてゐる譯ではなく、船宿に上つて遊んでゐました。それでも扶持米は一人前貰つてゐました。十二歳の時初めて

炊として本式に乗船し、十四歳迄繼續、十五歳の春勢子船の八丁櫓押となり、續いて中櫓押となりました。若衆組には十三歳の時加入しました。十八歳の時には網船の中網繰りになり、中網繰りをしてゐる時に、上役に屬目される様に一生懸命に働いて望み狀を書き、就役運動をして拔擢されました。中網繰りをすまして後、巻き網を積んだ赤紋に二ヶ年間脇櫓押をつとめ、それから持双船の羽指となりました。其後五年目に勢子羽指（下から三番目）となる事が出来ました。之を二年勤めて海をする頭となつたのです。之を裸頭（裡組の頭、裡組は鯨に手形綱をとる一團の羽指をいふ）と呼んでゐました。羽指を希望して持双船に乗り組んでゐる八人、及び勢子船十一艘目以下の船の羽指六人、合せて十四人は裸組と呼ばれ、兄弟の契を交はしてゐました。裸組の連中は最も努力せねばならぬ時代にある者であつて、此の頭を七ヶ年も勤めたのです。その七ヶ年目、即ち三十四・五歳の時鯨組が終つたのでした。

宇賀氏は前記米澤氏と並び稱せられた働き手で、此の次の白船沖配には此の兩人の何れかゞ推薦されるであらうと、此の土地では専ら評判になつてゐたと云ひます。尙今日生存せらるゝ羽指諸氏は寫眞第一圖の通りです。勢子方、網方の人選は沖配の司つてゐた所であつて、上役から推薦されてからなるのです。推薦される者は八丁以上の者なら誰でもよいのであります。が然し推薦された者はそれ丈けの實力があり、又可能性のある者でした。水夫の方でも望み狀に自分の希望する役を書き認めて沖配に差し出しました。普通鯨方水夫は先づ炊にな

り、これを勤めあげて八丁となり、次に網船の中網繰りを務め、此處で望み状を書いてそれから持双船の籠槽押しにゆく。此の籠槽押しは鯨を掛ける羽指の手傳役であるのです。之をすましてオモカチロオシ、次にトリカチロオシ、更に持双船の羽指になり、之を勤めあげると勢子船の加勢にゆく。この加勢が無事に務まると突羽指になり、加勢が好く勤まらぬと此者は勢子方を退けられ、魚切の下役に廻るか、然うでなければ網方に廻つて網方羽指にならうとするのであります。

又勢子船で羽指がやめさせられると、その船は十六番目の最下位となるのです。

下羽指は難船救助等によつて實力を認めらるゝを第一とします。又羽指が海の中から出て来て直ちに體の水が切れて皮膚がつか／＼して見える羽指は、その妻の心掛がよいと云つて妻まで賞められるが、何時迄も體に水が附着してゐる様な羽指は妻の榮養のとらせ方が悪いと云つて、妻迄悪口をいはれたものです。水の切れがよいといふは體が油切つてゐるのを云ふのです。又羽指は鯨體に密着して海中で仕事をしなければならず、その爲常に息を止めてゐる猛練習をしました。或は夜寢床の中で眼をさましてゐる間にも、或は又道路を歩き乍らも不斷に息をつめる練習をしてゐました。道路で自分の嫌な者に會ふ時など、息をつめる練習してゐる事にかこつけて口もきかずに通り抜ける事もあつたといふ話もあります。羽指の事を七ヶ月大名と云ひました。それは漁期中は此の羽指の下駄迄その船の八丁槽押が運ぶからです。

二四 大工の話―松内徳市(六十才位)

専門に年中鯨場に詰めてゐる大工は二名程でありました。ほんとうの棟梁は一人であるが、然し二人とも腕は棟梁並でした。一人が主として船を受持ち、他の一人は主として櫓を受持ちました。が何れにしても大きな仕事は二人で相談して行つたのです。舊六月から九月節迄には三十人位の大工を雇つたと云ひます。皆室戸の人のみです。當時は家大工、船大工の區別がなかつたので、室戸の大工は皆鯨場に出た様です。日當は棟梁でも平大工でも一日に玄米二升五合と外に金貳拾五錢の賃銀で十日目に米渡しの法螺貝が鳴れば捕鯨場へ取りに行つたのです。日當は出勤した日にのみ貰へました。菜は鯨二本とつた時に少し宛くれました。他國に出稼に行つてゐても、捕鯨の仕事の初まる時は歸國したものです。先祖から雇はれてゐた恩義があるし、又夏枯れの時仕事をさして貰つてゐたからどんな所にゐても必ず歸つて來たと云ひます。無届で、出席しないと近所の人々が心配して、わざわざ自分の家へ詰めてゐてくれて、歸るのを待つてゐて呉れたと云ひます。獨立して他國で働く時には捕鯨の方を遠慮して届を出しました。大工の修業は他國でなしたのです。雇はれる三十人の大工は組合を作つてゐましたが、棟梁は當時世襲的になつてゐました。その株が古くからあつたか如何かは判りませんが、當時棟梁の跡取りが幼い時には之に後見人を置いて、棟梁株を存続してゐたと云ひます。又大工が他國に出る時には、その家族は田畑を作り、或は又鯨節製造等の手傳もしたのです。當時船材は吉良川方面から來ました。勢子船の瓦は

樽、持双船及び網船は松、外板は何れの船も松であつた。勢子船は十数年も使用に堪へたが、よい所は十二・三年迄でした。船の使ひ方が荒いので毎年その修繕が相當あり、又勢子船は毎年新らしく二艘宛作つて行きました。此の新造船は白船と赤船と一艘宛作つた事になります。船の大きさは勢子船瓦四尋二尺餘肩六尺、網船瓦五尋三尺肩九尺、持双船瓦五尋一尺肩八尺五寸等です。船の色彩はどろゑのぐ、ゑごま、まつやに等を入れて作ります。船底にはしようえんと松やを入れて作つたものを塗りました。船體は別に船大工が入れる譯でもなく、唯羽指がそれを自分だけで祭つたといひます。窪津在番の時には大工は棟梁二人が出掛け、それで間に合はぬ時には向ふの大工を臨時に頼みました。然し船が大破した時などは室津から大工を呼び寄せたが、かゝる事はめつたになかつたといふ話です。大工は室戸では自分の家を持つてゐて其處から鯨場に通つて仕事をしました。不斷鯨場の小舎に詰めてゐる大工は棟梁二人で、大工の多忙の時は舊の六・七・八月でありました。尙鍛冶屋は棟梁一人が抱へてあつて、他に職人が二・三人ゐたと云ひ、之に用ゆる鐵類は他國より取り寄せました。

二五 樽屋の話―泉井竹太郎(六十才位)

主として浮樽や曳せ樽等を作つたのです。浮樽は一斗樽の如きものであつて、丈九寸、幅一尺許り、曳せ樽は鈴につける樽で、厚さ一寸五分位、徑一尺五寸、丈一尺位のもので上下の底に十文字に棧を入れました。そして

真中に鐵の環をはめて網をつなぐ所とするのです。浮樽は普通の時には網からはずして置く。網に結付する場合には、鯨が網を被つたなら樽が網から切れ落ちる様に藁製の弱い繩を以てしました。又漁期中海に流れてゐる樽を拾へば、誰でも一箇につき酒二合とか三合とかを會社から御禮として貰へました。

鯨を解剖して鹽に漬ける桶も作りしました。これを鯨桶と云ひます。高さ五尺位、差し渡しも五尺位でありました。これは會社に三十箇位ありました。主として尾羽を漬けるに用ひられたのです。土地の商人も十箇位は持つてゐました。

油はごま樽に詰めました。四斗樽位の大きさで、これも樽屋が作つたのです。後にはごま樽の代りに罎が用ひられました。

其の他は船のあかとりとか、或ははんさう(水を入れる樽)等を作りしました。桶材には杉が用ひられましたが、之は吉良川邊より出ると云ひます。

仕事は日役です。急がしい時には棟梁の外に二人位臨時を入れました。棟梁は代々續いて鯨場に入りましたが、必ずしも株制ではなく、又臨時雇の方は文字通りで別にきまつた人間があつた譯ではないのです。日傭も棟梁も日に米一升到廿五錢位であつて、臨時も同様でありました。但し棟梁には越年米があつたが、臨時にはこれがありませんでした。鯨がとれて後三日目には、沖上りと云つて大工、桶屋等總寄りで酒の呑み放題でした。鯨の捕れる度に、五百匁から一貫位の肉を菜の魚として樽屋も貰ひました。

附 録

捕鯨組の水夫は、夏期鯨漁の行はれない時分には、他の漁業に従事してゐたのです。就中鯨漁業がその主たるものでした。それ故此處では鯨漁についても少し述べて置きませう。

鯨漁と云つても、その技術などは我國内に於ては普遍的なものであり、且つそれは今日に於ても略従来の如く行はれてゐる所でありますから、恐らく周知の事柄と云へませう。従つて今は技術の點に立ち入る事は避け、此處では室戸の鯨漁に關係の深い二の事柄即ち、餌床場の作法、鯨祝踊等について書いて見ます。

一 餌床場の作法

鯨釣の技術は今日に於ても、従来とは根本的な區別はないのです。が鯨の餌取りは、鯨釣漁業とは別個の經營主體の下に行はれてゐるのが普通です。これが以前は同一經營主體の下に營まれてゐたのであつて、否多くの場合には、鯨船は朝出掛けに餌取りを行ひ、それから鯨漁に向つたものです。従つて以前には餌取りが非常に重大な問題でありました。云ふ迄もなく餌は鯨であります。

鯨の群は鯨について來る時もあるれば、鯨について來る事もあるのです。前者の場合これを鯨子といひ、後者の場合これを鯨づきと云ひました。又鯨は大抵鯨について來るものであり、従つて鯨子、鯨づき等の言葉は鯨や鯨について來るもの、或はそれ等と共に鯨を伴へるにも用ひられたのです。又鯨の場合、根本づきの鯨といふ言葉があります。これは流木等について來る鯨であります。

凡そ餌床を獲得すれば鯨は自ら大漁あるを以て、餌床場に於ける漁夫は非常に緊張して、其の言語動作等全く別人の如くなり、寧ろ凄愴の感をいだかします。若し甲乙二船が同時に一つの餌床を發見する様があるとき、双方共に全速力を以て是に到達せんとし、互に先着を競ひ、全員の眉宇には殺氣が立つ程であり、櫓聲の如きも端的に「ヤイン」「ヤイン」と立てるのです。それで時には甲乙二船、船體大衝突を生じて舳々相うち、流血の慘事を惹起する事も少くなかつたのです。

古人は此の慘事を未然に防止せんが爲に、餌床場の作法を協定したものと、如く、不文律として遵守せられてゐたのでした。即ち

一、餌床を發見したものは、船首に鯨竿を直立して持てる人をたゞしめ、以て發見の意志を示す。

二、甲乙二船、或は數船同時に發見した時は、前項の表示をなすは勿論にして、現場に第一に到達せるを一番船とし、二番、三番、四番船と到着に従つて順序をきめる。

三、同時に到達した時には、東より來た船を一番船とする。

四、一番船餌床を抄ひ、尙且餌床の残りある時は二番船が抄ひ、尙残りある時は三番船、四番船と順位に随つて抄ふものとする。

五、一番船は勿論、二番船三番船にても、過失其の他の事故により抄ひ損する事あるも、更に抄ひ直すことを得ず、権利は次番船に移轉してゆく。

六、一番船にて餌床の全部を抄つた時、其の張玉が尙海中に在る中に各船より鱈の所望ある時には、鱈を分配してやる。

七、張玉を引揚げ、鱈を自船の活魚箱へ入れ終れば分配してやる必要なし。以上

扱第五項に見る如くに、理由の如何を論ぜず差直しは絶対に不可能なるに據り、當番船は餌床の周圍を廻り容易に玉網を差込まず萬全を期します。番外船は進行を止めて是を環視し、或は罵り嘲笑して當番船の掬ひ損じをなさしむる様に策します。當番船の船員は、故に、衆人環視の裡に在つて過失のなからん事を祈り、全員一體となつて手足の如く働く。實に決死の氣色眉宇に漂ふ有様であります。

然るに大正十四年七月二十三日、徳島、高知兩縣當業者會合の土阿聯合水産集談會に於て、一番船が一差にて失敗した時、其の餌床を二番船に取られるのは恰も手中の寶玉を他人に取られた様であつて、非常に残念なりとして次の如く規則を改めました。即ち餌床を認めた時は、一番船に限り二差迄張玉を使用し、其の他は着船の順序によつて一差宛使用すると。

二 鯉漁祝踊 (ジットロト踊)

舊曆六月十日は、鯉船乗組の漁夫數十名が、種々の意匠を凝らせる菅笠を冠つて揃の浴衣を着、鐘太鼓の音頭に連れて、新村不動、寶満山西寺、池山神社等、町内の神社佛閣を踊つて順拜します。此の行事には次の様な因縁があるのです。

明治三十四・五年の頃、鯉漁が次第に不振となり、一艘二艘と廢業する船も出たが、大正二年に土佐礁の發見さるゝや俄然石油發動機附漁船の勃興するに至りました。かくて漁夫は星を戴いて出漁し、又星を戴いて歸港し、荒天怒濤と闘ひつゝ斯業にいそしんだのです。當時の町長奥宮正治氏、漁夫の斯の如き生活を見、心氣豪猛に偏する漁夫には何かの慰勞がなければならぬ。然るに慰安には種々の弊害を伴ふ。例へば盆踊の如きは終夜青年男女が集つて踊る故風紀をみだす事が多い。こゝに於て六月十日白晝神社佛閣を巡拜してジットロト踊を踊る事に思ひ及んだのであります。此の踊は、一方から見れば數百年來の歴史を有する地方舞踊を再興することであり、他方風紀の點より考へても、或は精神的に見ても有益である。それで數名の古老を集め協議して漸く此の踊を一般的に再興したのであります。古來、此の踊の衣裳、笠、其の他の入費は各船主の負擔であつて、炊事其の他の世話方は其の年の船主頭の網張、船頭、炊等にてなしたものを、これより漁業組合の負擔としました。

シットロト踊唄

一番

先づ急げ後から時雨が来る／＼此の頃は御寺通ひよ尺八 見付けた／＼取上げて吹いて見たればようなる
ヲ節ガ三ツアル四ツアル
先づよいにとのごまつ星夜中に出る星／＼朝時にはなれ星とはわがまの立つ星／＼

二番

川なれど橋の下で布つく姫、姫の様なわれほど一目見るよりもフウ／＼廻るよフウ／＼トン／＼しとろにあわし
てふう廻る

川なれど川のすそで布こく姫 右ニ同ジ

川なれど橋の上で布乾す姫 右ニ同ジ

川なれど沖のとなかの帆かけ船あれもヨイシヨヤレフウ／＼廻るしとろにあわせてふう廻るヨイサツサ／＼

三番

不動の神といせすみよしと結んでは驚ととかれたいお若い衆何程のアイヤヨイヤ
花や淺黄と花の中で結んでは橋ととかれたいお若い衆何程の

川や刀と川の中で結んでは太刀水ととかれたい庭のこゆけと結んではおもてにほれたととかれたい

四番

ほの／＼と明石が浦の朝霧に島かくれ行船ほしぞ思ふ

我戀は細谷川の丸木橋ふみかへされてふみもどされて濡る我袖

我戀は秋の上のもつれ髪誰取り上げて誰とき上る人もなし

我戀は汐干に見ゆる沖の磯誰こそ知らね人こそ知らね乾く間もなし

五番

殿御は女郎屋で御酒盛尺八たもれと七使内はひしく日は暮れるやるまいよ殿に此の尺八を
戀しや御殿太鼓打つ笛のねを聞けば／＼此の空にうす紅葉

町の宿はせまいいさを借るに借りかねたあたらはなむこにもうしゆんときこしめせ

山近かければ花を見花をさかなにヒンシヤン子に酌をとらそ

我も十九おれも十九わくの糸よな是から先は頼も

六番

是の殿様に福の船を造らそお船踊りはヨイ

御船の下積に板金を積ましよや 右ニ同ジ

御船の上積にや小判千兩積ましよや 右ニ同ジ

御船の帆柱には白金を立てましよ 右ニ同ジ
御船の帆にや綾を千反かけましよ 右ニ同ジ

七 番

十七八としのぼとすれば七重の門が閉ぞ辛さやシットロロくくシットロ踊はシカ踊ろ
七重の門が閉つともはたいたがあるぞ嬉しや
我が君かれは所意せしようがまよあきたのかわの水はなれそや
十七八とねてはよい酒になりてすませうや

八 番

向の山を眺むれば五葉の松が三本ある、本には白藤はひかかる、上には鴨が巢を作る、今日は吉日うけにすむ
羽がゑは波にたとまれて、足はごみにとぢられて、朝日の出るのを待ちかねて、立ち居る姿の愛らしや

九 番

此の御寺は如何なる大工が建てたやらむねは八棟ゆりの寺
合の障子へしよく立てゝこがねばしよばのはなのよな
今年の稲は穂に穂がさいて七穂に米が八石ある 七穂に米が八石あれば此の寺の御錢米は倉七ツ 倉の動子は誰
れくぞ一には鶯二に燕

十 番

國の隠居は大量なる鐘を鑄るとは聞いたがまるる導者の袖を引鐘をいさめて音を聞けば殿も在所も富貴繁昌とな
る
沖の鷗に汐とへば私しや立つとり波にとへ
沖の鷗が船漕げば足を櫓にしてがを摺かたに

十一 番

西方伯母御の方から細布一反出て来た
是れ此處で染も染よやかこもかこや型をば何と付よや
天竺でお染申して肩には浮雲腰には有明裾には近江の湖海

十二 番

おちどのごしよねんごくならおがみまわしてあらみごとゑんの柱を六十六本塗立てゝ塗納め樽木端をばかねを
逃してむねはゆあさのおのしぶき
八むね造りの空見れば八幡導者や二社導者丹波のみすまに帆かけ舟掛合

十三 番

さて次の間を見れば諸國の士集りて弓矢の稽古をなされしておうどころどのしらべをよろめでたいしよのかくご

劍……………三、四
 間棹……………一六
 コ……………一八
 小賣人……………一八
 小取付……………四六
 こまをとこ……………四五
 ごま樽……………五一
 コロ松……………二〇
 紺のバツチ……………二七
 サ……………二〇
 菜……………一〇
 菜の魚……………一〇
 さえどり(舌)……………二七
 さえんどのりの油……………三三
 サメブカ……………一八
 シ……………一八
 下櫓押……………四六
 シットロト踊……………五五
 シノマキ……………三三
 篠……………一〇
 鹽船……………三三
 資本……………一
 シヤチ……………一八

祝宴の仕様……………四〇
 白船……………四〇
 白木綿……………四〇
 商人の服装……………一六
 商人札……………一八
 しょうえん……………三〇
 小宴……………三九
 勝負皮……………三九
 ス……………三九
 水仙、八橋……………四六
 水夫の陸進……………四六
 筋……………一七
 筋納屋……………一七
 筋小舎……………一七
 筋師……………一五
 七……………一五
 製油法……………一九
 勢子船……………二
 勢子船の順位……………四
 船員の服装……………二七
 ぜんだい……………一六
 船頭……………四

總指揮者……………三
 ソウメン……………三
 タ……………三
 大宴……………三九
 松明……………九
 松明の材料……………一〇
 大工納屋……………五
 大工の話……………四九
 タカマツ……………八
 竹松明……………一〇
 竹村竹藏……………六
 田中喜兵衛……………三
 樽番船……………四
 樽番船の羽指……………一三
 樽井惣兵衛……………三三
 樽屋の話……………五〇
 チ……………五〇
 中老……………二五
 中頭……………六
 知行……………三三
 地藏……………一六
 ちよろ船……………二八
 常乗の席次……………二五
 貨銀(陸上人夫の)……………三三

二
 ツ……………三
 津田勤……………三
 津呂……………七
 テ……………七
 手形庖丁……………二
 手形を切る……………三
 手形綱……………三
 テンビ……………一〇
 ト……………一〇
 土河聯合水産集談會……………五
 投網の仕方……………二
 通鯨……………六
 通鯨の方向……………七
 取付……………四
 供櫓押……………四
 苦……………一〇
 とりくさ……………一三
 トリカジロオシ……………四八
 どろゑのぐ……………五〇
 ナ……………五〇
 夏がへ……………一、三、五
 中櫓押……………四七
 中網繰り……………四七

長網……………二
 仲買人……………一八
 生皮の値段……………三三
 納屋の大きさ……………五
 納屋夫……………五
 ニ……………五
 入札……………二七
 入札の方法……………二七
 苦竹……………一〇
 日給(女人夫の)……………一〇
 二の腰……………一六
 ネ……………一六
 年行司……………一九
 ノ……………一九
 のし……………二〇
 望み状……………四七
 のどじろの船……………元
 上り鯨……………七
 乗初式……………四
 ハ……………四
 ぱくち……………三
 夾み兒……………一四

羽指……………四
 羽指の修養……………四八
 はし……………一六
 はしぶね……………二七
 裸頭……………四七
 ハツカイ……………二
 八丁……………四
 八丁櫓……………四
 はなの廻り皮……………四
 早釘……………三、二
 はんごう……………五一
 播州的形……………三三
 販賣方法……………一七
 番取り……………二六
 番取船の乗組員……………二六
 ヒ……………二六
 曳せ樽……………一、二、五〇
 菱鶴に半菊の模様……………四
 肥料……………一〇
 百寿(大腸)……………一七
 日廬……………五
 フ……………五
 ふく(心臓)……………一七
 副指揮者……………四、五

普通網……………二
 扶持米……………三
 船の数……………二
 船繪……………四
 船宿……………四
 ヘ……………四
 ヘツコラシヨ節……………四
 ホ……………四
 捕獲数(鯨の)……………三六
 捕鯨作業……………二
 捕鯨唄……………一
 骨や筋の處理……………一
 本山見……………九
 本注進……………一五
 マ……………一五
 松内徳市……………四九
 まつやに……………五〇
 廻り皮……………三
 前脇櫓押……………四六
 マセ垣、亂れ菊……………四
 豆わた(小腸)……………一七
 メ……………一七
 目の皮……………一、三、四

三
 モ……………三
 持双柱……………三
 持双船……………三
 鑄と劍の構造及大きさ……………三
 ヤ……………三
 ヤ……………三
 山見……………二
 山見……………六
 山見小舎……………六
 山見場所の順位……………六、八
 山見頭……………九
 山見宿……………九
 ユ……………九
 山見宿……………〇
 ユ……………〇
 由井伊之助……………二九
 目……………二九
 吉田其兵衛……………三
 米澤百合太郎……………四
 ロ……………四
 労働組織……………二
 ワ……………二
 若い者……………二
 藁繩……………二
 割松明……………〇

目録行所 丸善株式會社

昭和十三年十二月五日印刷
昭和十三年十二月十日發行

土佐室戸浮津組捕鯨實錄
定價 金壹圓也

版權所有

著者	吉岡高吉
發行者	東京市芝區三田綱町一〇番地 高木一夫
印刷者	東京市神田區神保町一ノ三四番地 高田壬午郎
印刷所	東京市神田區神保町一ノ三四番地 株式會社開明堂支店
發行所	東京市芝區三田綱町一〇番地 アチック ミニージェアム

發賣所
東京市芝區三田二丁目一番地
丸善株式會社三田出張所
電話 三田 (45) 八九九五
東京 二二七六

東京市芝區三田二丁目一番地
丸善株式會社三田出張所

アチツク ミューゼウム 刊行書目

—昭和13年10月現在—

解説付録
目録呈上

◇アチツク ミューゼウム彙報◇

早川孝太郎著 愛知縣北設楽郡下津具村村松家 作物履帳	1.50 〒14
竹内利英編著 小学生の調べたる上伊那川島村 郷土誌	1.80 〒14
武藤龍雄著 羽後角館地方に於ける鳥蟲草木 の民俗學的資料	1.80 〒14
吉田三郎著 男鹿寒風山麓農民手記	1.50 〒14
高橋文太郎著 武蔵保谷村郷土資料	1.50 〒14
内田武志著 静岡縣方言誌 分布調査 (一) 動植物篇	2.80 〒14
竹内利英編著 小学生の調べたる上伊那川島村 郷土誌 續篇	1.80 〒14
知里真志保著 アイヌ民俗研究資料 (一) 説話篇第一	0.70 〒03
アチツク ミューゼウム編 所謂足字 (あしな)か に就いて	近刊
稻塚和右衛門著 木實方秘傳書 雲落楡樹植林 製織手記	1.70 〒14
宮本常一著 周防大島を中心としたる海の生 活誌	2.80 〒14
山口和雄著 九十九里舊地曳網漁業	3.00 〒22
進藤松司著 安藝三津漁民手記	3.00 〒22
内田武志著 静岡縣方言誌 分布調査 (二) 童幼語篇	2.30 〒14
吉田三郎著 男鹿寒風山麓農民日録	1.60 〒14
知里真志保著 アイヌ民俗研究資料 (二) 謎・口遊・唄	0.90 〒10
祝宮考社 江州野洲川築漁業史資料	0.50 〒14
佐藤三太郎著 北海道幌別漁村生活誌	2.50 〒14
武藤敏三編著 豆州内浦漁民史料 上卷	3.00 〒22
船遊亭編著 奥のしをり	1.80 〒14
丹田二郎著 越後三面村布部郷土誌	2.30 〒14
宮本常一著 河内國瀨畑左近熊太翁舊事談	2.60 〒14
武藤敏三編著 豆州内浦漁民史料 中卷一	7.00 〒22
内田武志著 静岡縣方言誌 分布調査 (三) 民具篇	近刊

小野武夫編 宇和島藩吉田藩漁村經濟史料	2.00 〒10
アチツク ミューゼウム編 宇和島藩吉田藩漁村經 濟史料補遺	2.00 〒10
伴 嘉一郎著 喜界島農家食事日誌	2.30 〒14
アチツク ミューゼウム編 社會經濟史料雜纂 第一輯	0.80 〒10
アチツク ミューゼウム編 社會經濟史料雜纂 第二輯	0.80 〒10
吉岡高吉編 土佐室戸浮津組捕鯨實錄	1.00 〒10
アチツク ミューゼウム編 土佐室戸浮津捕鯨史料	近刊
山口和雄著 越中瀨浦臺網漁業史	近刊
アチツク ミューゼウム編 墾俗問答集	近刊
佐藤 忠著 淺澤村郷土資料	近刊
鹿野本雄著 臺灣原住民族圖誌	近刊

◇アチツク ミューゼウム ノート◇

アチツク ミューゼウム編 民具問答集	2.50 〒14
山口和雄著 明治前期を中心とする内房北部 の漁業と漁村經濟 (上下)	1.00 〒06
櫻田勝徳・山口和雄著 隠岐島前漁村採訪記	1.50 〒10
隠岐調査報告(一)	1.50 〒10
櫻田勝徳著 糸瀨漁夫の聞書 隠岐調査報告 (二)	0.30 〒03
櫻田勝徳・山口和雄著 美保關・廣島三津・伊豫大 三島漁村採訪記	0.30 〒03
岩倉市郎著 喜界島調査要目	非賣
櫻田勝徳著 伊豫日振島に於ける舊漁業聞書 土豫漁村採訪旅行報告 (一)	0.50 〒06
櫻田勝徳著 四萬十川の漁業と川舟(附)土佐 漁村民俗雜記 (同上二)	0.50 〒03
伊豆川綾吉著 土佐經漁業聞書 (同上三)	0.50 〒03
藤木喜久著 新島採訪錄	0.80 〒03
高橋文太郎著 秋田マタギ資料	1.30 〒06
金子雄平著 南會津・北魚沼地方に於ける熊 狩雜記	1.00 〒06
アチツク ミューゼウム編 北部多島海巡航備忘錄	近刊
アチツク ミューゼウム編 甯山邑遠里農村見聞錄 雜纂	近刊
岩倉市郎編 薩州山川はい船聞書	4.00 〒06

発行所 東京市芝區 三田町10 アチツク ミューゼウム 電話 三田(45)0297
 發賣所 東京市芝區 三田二丁目 丸善株式會社三田出張所 電話 三田(45)1027
 東京 78470 東京 11852

3
7
4

3500

